



# 新居浜市スポーツ推進計画



平成26年3月  
新居浜市教育委員会

## はじめに



わが国は、近年来の急速な少子高齢化社会の中でライフスタイルが変化してきました。生活の利便性の向上による体力や運動能力の低下傾向、生活習慣病の増大、仕事中心の生活から生活重視への市民の意識や価値観が変化する等の中で、子どもから高齢者まで市民だれもが心身ともに明るく健康に暮らしていくためには、運動・スポーツの参加機会がますます重要になっていくと予想されます。

本市では、国領川緑地、山根市民グラウンド、市営サッカー場、公園等多くの運動・スポーツ施設を整備してきました。市民の運動・スポーツへの機会をつくり、市民の健康増進、地域コミュニケーション、あるいは競技スポーツ界で活躍する選手を輩出するなど、スポーツ推進に関わる政策を推進してきました。

そこで、平成23年に施行されたスポーツ基本法、平成24年に策定されたスポーツ基本計画を参考に新居浜市スポーツ推進計画を策定することになりました。本市では、市民の運動・スポーツの現状を把握しつつ、将来における市民の健康で豊かな暮らしづくりを目標に、第五次新居浜市長期総合計画の目指す-あかがねのまち、笑顔輝く-産業・環境共生都市の理念に基づき、これまでの本市の取組みを体系的・計画的にとりまとめ、今後本市がスポーツのまちとして発展していくようスポーツ推進計画を策定しました。

また、平成29年には「えひめ国体」の開催が予定されております。市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて子供たちの精神面での健全な育成、運動・スポーツを支えるボランティアによる協働まちづくりの推進等の好機ととらえ、運動・スポーツを通じた地域活性化を図る考えであります。

このスポーツ推進計画を基にすることはもとより、市民をはじめ、地域や学校、企業、スポーツ団体等関係者と連携を図るとともに、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、市民の誰もが運動・スポーツに親しみ健康な市民生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

結びに、本計画の策定にあたりご審議いただきました新居浜市スポーツ推進審議会委員の皆様方をはじめ、多くの関係の方々に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

新居浜市長 石川 勝行

## 目 次

---

第1章 基本的な考え方	3
1. スポーツ推進計画とは	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	5
第2章 新居浜市の特性とスポーツの現状と課題	6
1. 新居浜市の概要	6
2. 新居浜市の人口	7
3. 新居浜市のスポーツの現状と課題	8
第3章 基本理念と基本目標	16
1. 基本理念	16
2. 基本目標	18
3. 目標数値	20
第4章 基本施策	21
1. 基本施策	21
第5章 実現の方策	31
1. 計画実現の体制	31
2. 計画の評価	32
3. 計画推進に向けた施策の進め方	33
4. 計画推進における役割分担	34
資料編	1
1. 新居浜市にゆかりのあるスポーツ選手・チームの活躍	2
2. 新居浜市運動・スポーツ施設の分布	10
3. アンケート調査	13
4. 新居浜市スポーツ推進審議会	35
5. スポーツ基本法	39

---

## 第1章 基本的な考え方

### 1 スポーツ推進計画とは

国の総人口が減少していくなか、総人口に占める高齢者の割合が増加し、年少人口の割合が減少する少子高齢化社会の到来を迎えています。新居浜市においても昭和55年国勢調査をピークに人口減少の一途をたどっており、高齢者の割合は全国平均よりも高くなっていきます。

生涯を通じて心豊かな生活をするために健康であることへのニーズが高まっていますが、生涯学習・健康保持増進への意識の高まりにおいて、運動・スポーツに対する実施目的や内容の多様化により運動・スポーツの役割が変化しています。市民一人ひとりのライフスタイルに応じた環境づくり、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ機会と場所づくりの施策を展開する必要があります。

国では、平成22年8月に新たなスポーツ文化の確立を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方とするスポーツ立国戦略を策定し、概ね10年間のスポーツ施策の基本的な方向性を示しました。

さらに、平成23年8月に、国や地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力を規定し、国家戦略としてスポーツ立国の実現を目指すことを明言したスポーツ基本法<sup>※1</sup>を施行し、平成24年3月には、同法の基本理念を具現化し、今後の国のスポーツ政策の方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための指針として、スポーツ基本計画<sup>※2</sup>を策定しました。

愛媛県では、平成29年に開催予定されている「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」に向けて平成15年度に愛媛県スポーツ振興計画を策定し、愛媛県のスポーツ振興に係る基本的な理念と方針を示しています。

本計画は、第五次新居浜市長期総合計画の実現に向けて、本市における運動・スポーツ推進の理念と方針を示し、行政だけでなく、市民やスポーツ団体と協働し地域が一丸となって、誰もが運動・スポーツに参加し、市民一人ひとりが健康で明るく、生きがいを持って生き活きと暮らすことができるまちづくりを目指し、新居浜市スポーツ推進計画を策定しました。

---

#### ※1 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、平成23年6月にスポーツ基本法を公布。スポーツは世界共通の人類の文化であり、またスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である等、スポーツに関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体をはじめとする関係者との連携と協働により、その理念の実現を図ることとしています。

また、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的として定められた法律です。

#### ※2 スポーツ基本計画

平成24年3月に、文部科学省がスポーツ基本法第9条の規定に基づき、スポーツの推進に関する基本的な計画を策定しました。スポーツ基本法に示された理念の実現に向け、平成24年度から10年間のスポーツ推進の基本方針と5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示しています。

## 2

## 計画の位置づけ

1

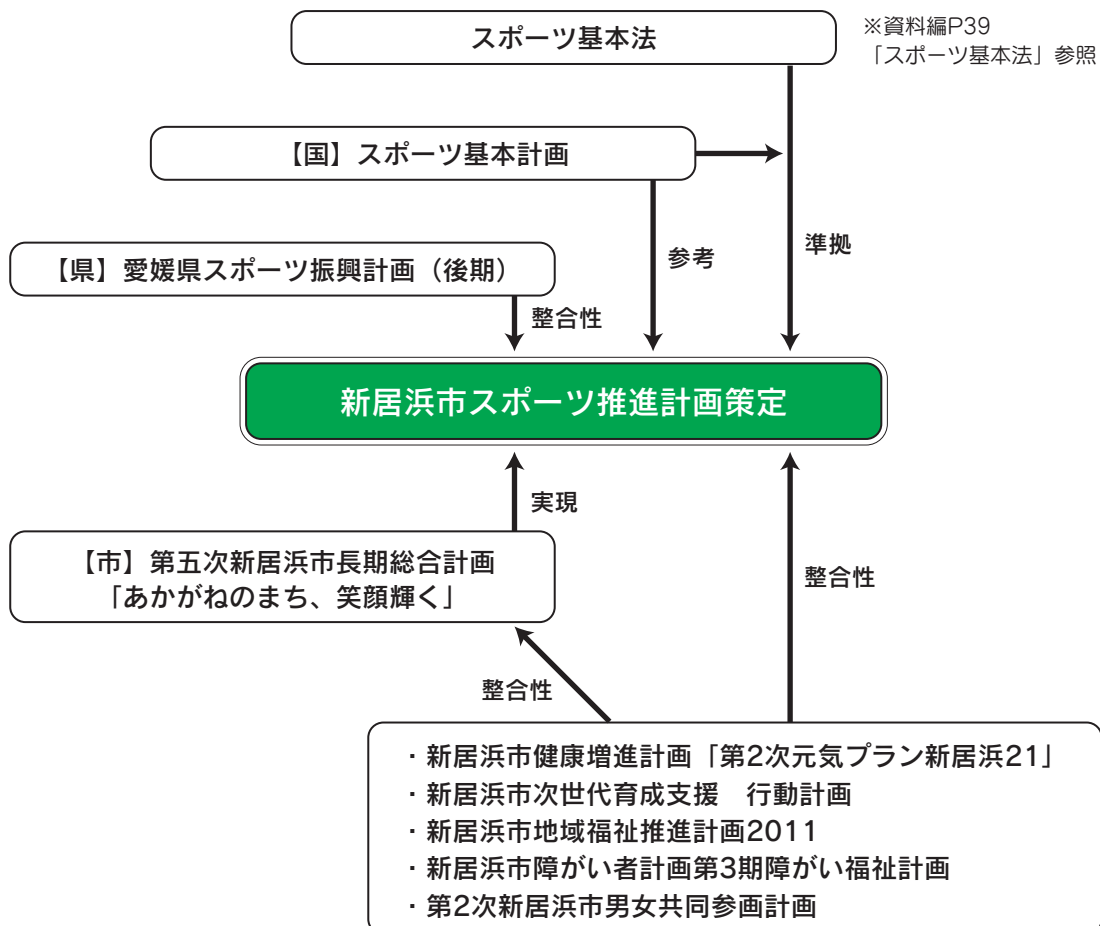
本計画は、スポーツ基本法に基づく新居浜市の運動・スポーツ推進に関する計画です。

2

本計画は、第五次新居浜市長期総合計画の実現に向けて、運動・スポーツ分野の計画として位置づけます。

3

本計画は、スポーツ推進していくための基本計画であり、ウォーキング等の体を動かす活動や、遊びの要素を取り入れながら運動・スポーツとして行われるレクリエーション、競技性の高いスポーツ、えひめ国体も含めて計画の対象としています。



【計画の関連図】

### 3

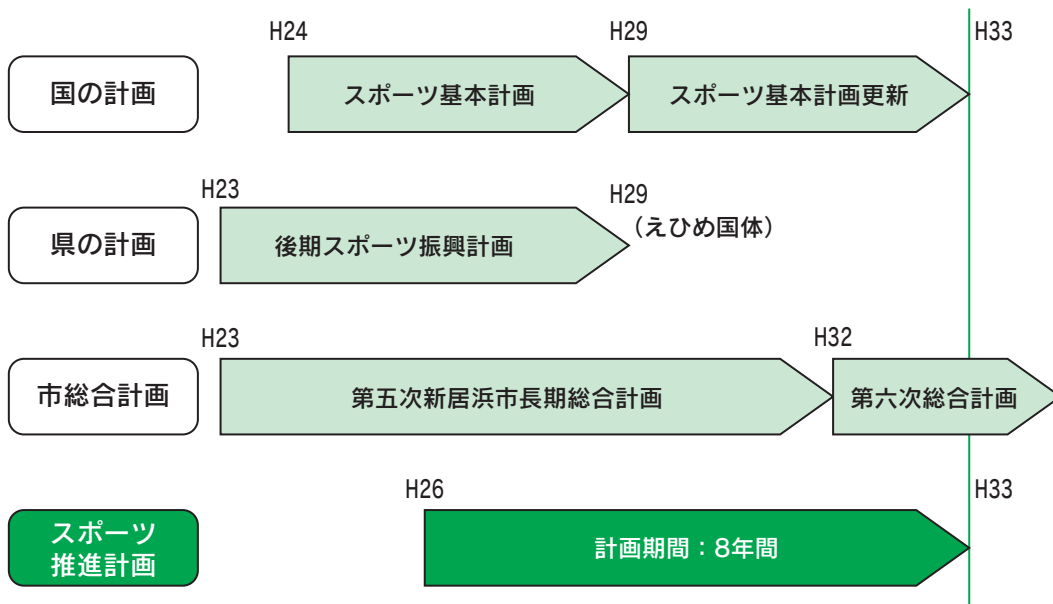
## 計画期間

1

計画期間 平成26年度～平成33年度

2

計画の期間は、新居浜市長期総合計画の運動・スポーツ分野における計画実現を図ることから、次期総合計画策定後の動向を踏まえた期間までとします。



【他の計画との関連】



## 第2章 新居浜市の特性とスポーツの現状と課題

### 1 新居浜市の概要

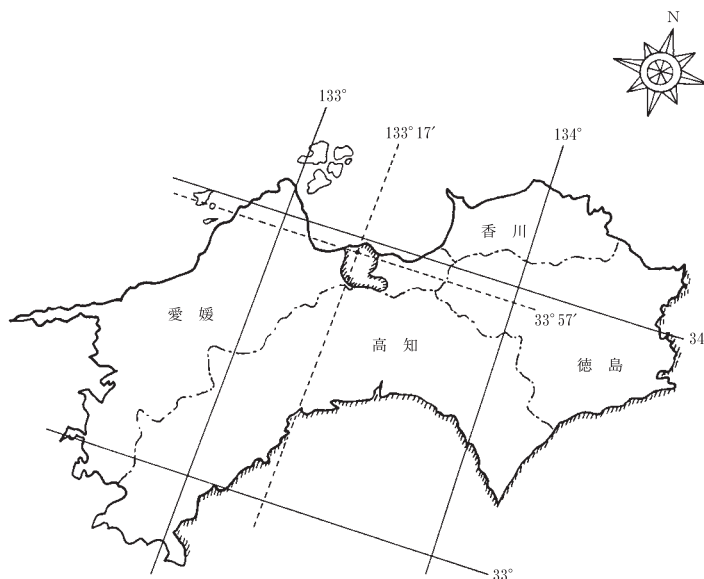
#### (1) 位置及び地勢

新居浜市は愛媛県の東部、東経133度17分、北緯33度57分に位置し、県都松山市の50km圏、自動車・鉄道による時間距離にして1.5時間圏の人口約12万人の都市です。

地勢的には燧灘沿いと、標高1,800mにおよぶ高知県と接する石鎚山系にはさまれており、扇型に広がりをもせる平野部、丘陵部及び山地からなっています。

石鎚山系沿いには中央構造線が走り、かつて我が国屈指の銅山と

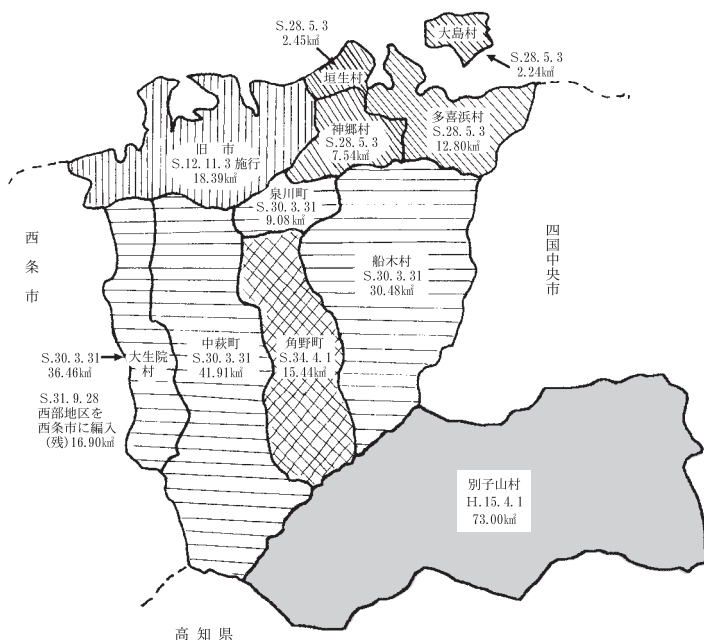
して知られた別子銅山、あるいは伊予青石とも呼ばれる名石等を生みだしてきました。また、新居浜平野の背後に連なる険しい山並は、本市の象徴的な景観を形づくっています。



図一 位置図

#### (2) 沿革

昭和12年11月3日に新居浜、金子、高津の3か町村が合併して市制を施行し、以後、周辺町村との数回にわたる合併、編入を経て今日にいたっています。昭和30年以後は住友企業のコンビナート基地として栄え、昭和39年には新産業都市の指定を受け、四国屈指の臨海工業都市となりました。昭和40年代の高度経済成長期、昭和48年別子銅山の閉山、二度にわたるオイルショック、円高不況という厳しい社会経済環境を経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えています。そして、平成15年4月には別子山村と合併し新しい新居浜市が発足しています。



図一 合併変遷図

## 2

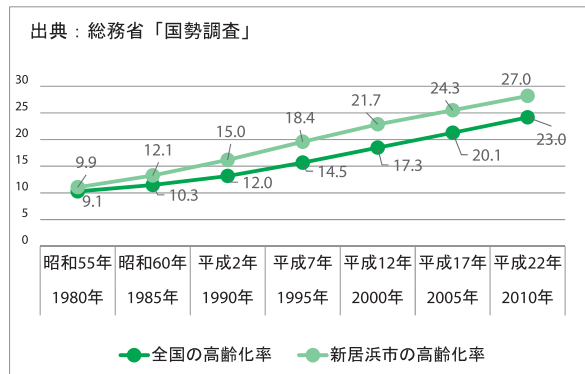
## 新居浜市の人口

日本の総人口は、平成20(2008)年の約1億2,808万人をピーク(国勢調査年では平成22(2010)年)に長期の人口減少過程に入り、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生中位(死亡中位)推計を基に見てみると、平成38(2026)年に人口1億2千万人を下回った後も人口減少を続けていくと推計されています。総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は、平成17(2005)年では20.1%でしたが平成22(2010)年には23.0%に上昇しました。年少人口(14歳以下)の割合は平成17(2005)年では13.7%でしたが平成22(2010)年には13.2%に減少しました。

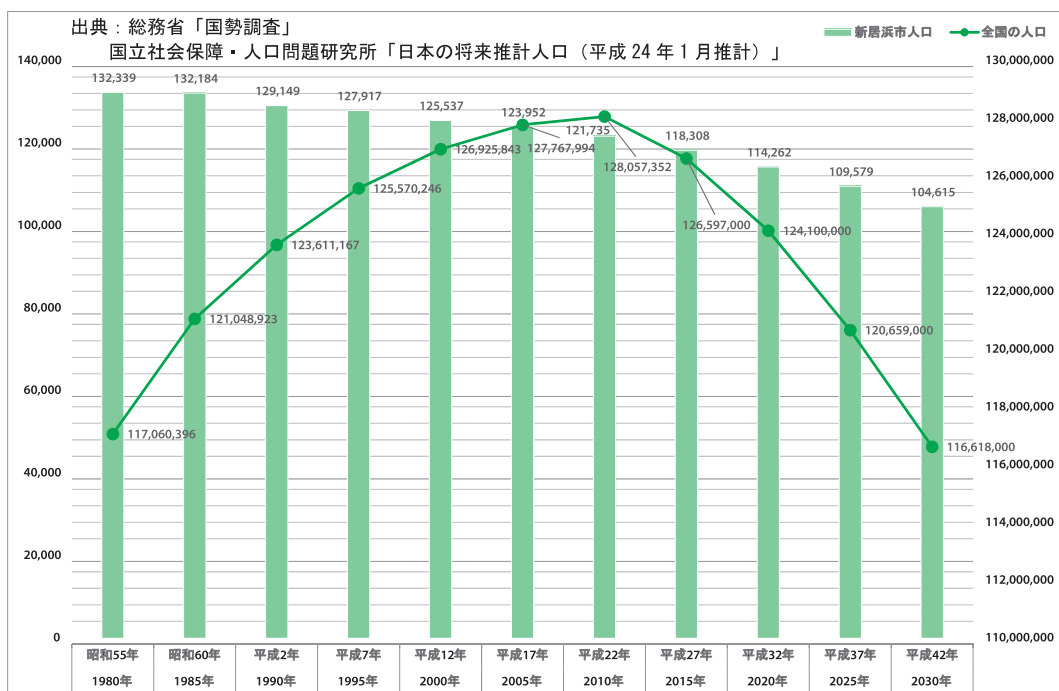
本市では、昭和55(1980)年国勢調査時の132,339人をピークに、平成22(2010)年国勢調査での人口は121,735人と人口減少の一途をたどっており、将来人口の推計を見ると、平成37(2025)年に人口11万人を下回った後も人口減少を続けていくと推計されています。高齢者(65歳以上)の割合は、平成17(2005)

年では24.3%でしたが平成22(2010)年には27.0%に上昇し、高齢者の割合は全国平均と比べ高くなっています。年少人口(14歳以下)の割合は平成17(2005)年では13.8%でしたが平成22(2010)年には13.7%に減少し、年少人口の割合は全国平均とほぼ同様の割合になっています。

今後も急速に少子高齢化が進行することが予想され、人口減少・少子高齢社会に対応したスポーツまちづくりが求められています。とりわけ、高齢化社会では「健康づくり」は重要視され、運動・スポーツはその役割を果たすことに期待されます。また、年少人口の減少では、将来スポーツ人口の減少化が懸念され、スポーツへの参加率を上げていくことが求められます。



図一 全国と新居浜市の高齢化率推移



図一 全国と新居浜市の人口推移



### 3 新居浜市のスポーツの現状と課題

本計画を策定するにあたり、平成24年度に「新居浜市スポーツ推進計画（仮称）策定基礎調査」を実施しました。平成25年度には、学校、団体、協会等個別にヒアリング調査を行いました。これらの調査を踏まえ、市民のスポーツを「する」「見る」「支える」の観点から、本市のスポーツに対する意識を整理しました。

#### スポーツをする

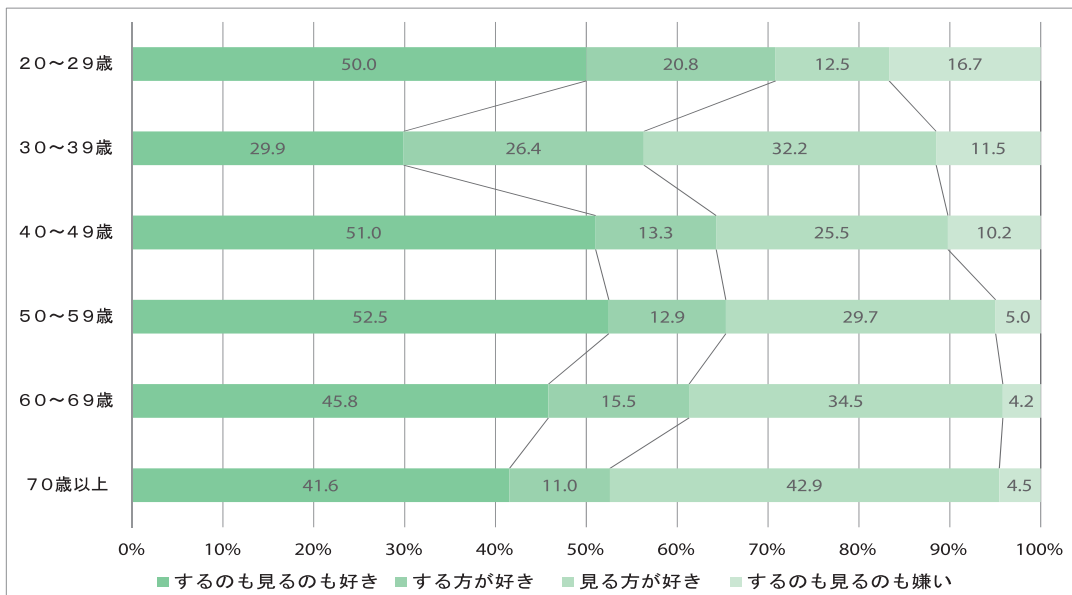
#### 【新居浜市民のスポーツに対する意識】

市民の運動・スポーツへの意識を「する」視点で見ると、年齢別では、20代が運動やスポーツを「することが好き」の割合が一番多く、高齢になるほど運動やスポーツを「見る方が好き」になっていく傾向にあります。その反面、若年層では運動やスポーツを「するのを見るの両方嫌い」の割合が多いのも特徴です。

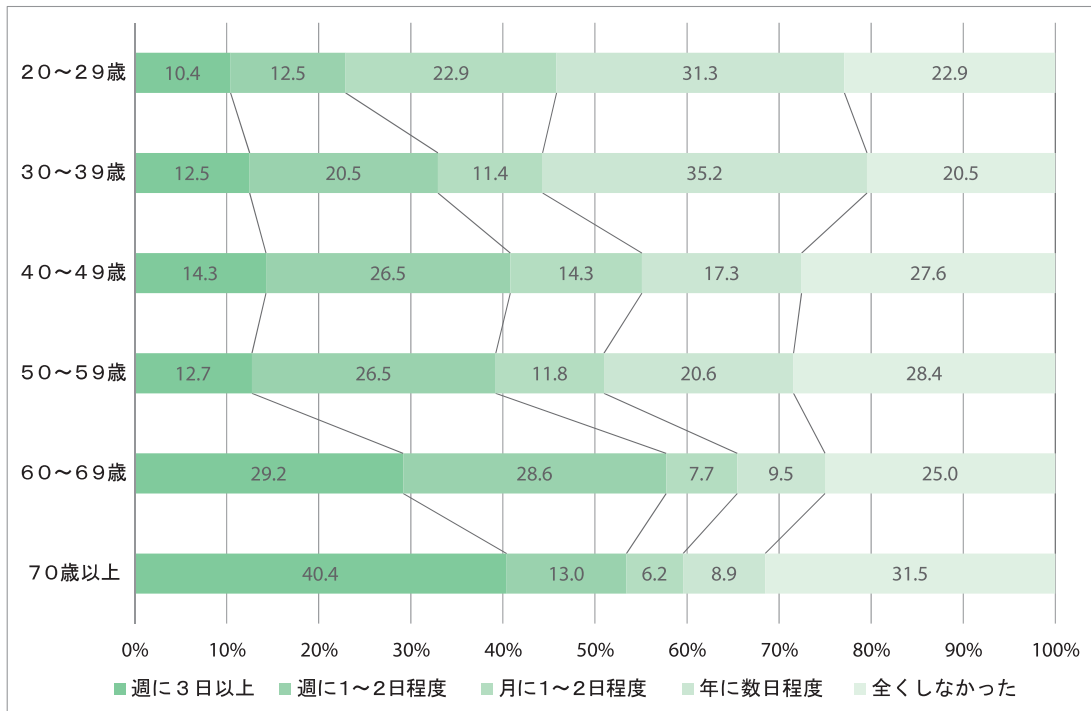
また、運動やスポーツをするのを見るの両方好きになる理由は、「子どもの頃からしている」と「健康に良いから」が主となっています。

運動・スポーツに取り組んでいる状況では、週に1日以上の割合が最も高く、年齢が上るにつれて実施率も高くなっている傾向があります。気になる点は、働き盛りの世代が意外に、運動をしていないと回答していることです。

過去一年間に行った運動やスポーツでは、散歩・ウォーキング・ジョギング等身近な場所で気軽に行うことのできる種目が多く、健康志向の高い種目となっていることを示しています。



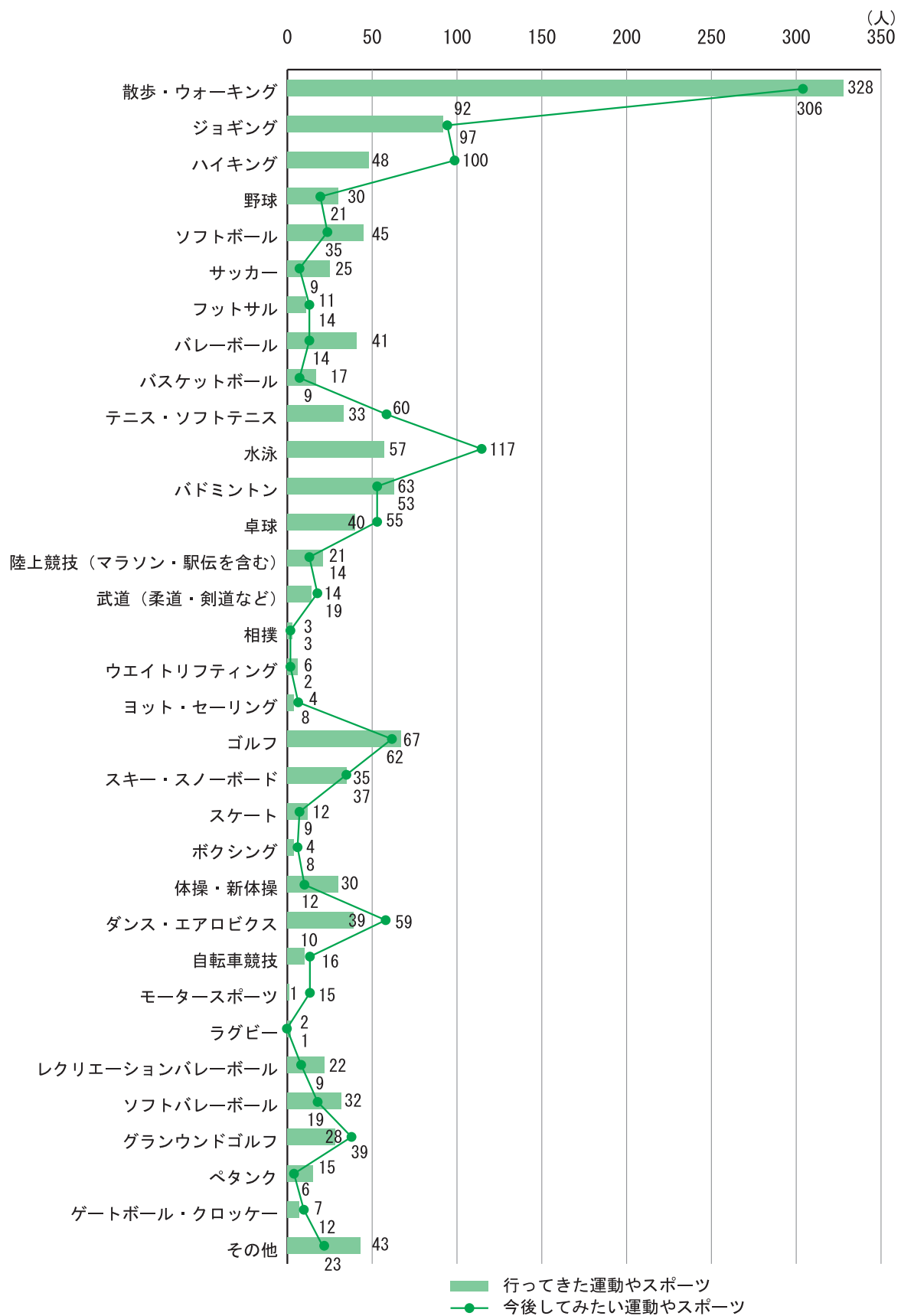
図－市民の運動への意識



図一年間の運動やスポーツに取り組んだ頻度



■軽スポーツを楽しむ



図一市民のスポーツの経験と今後取り組んでみたいスポーツ

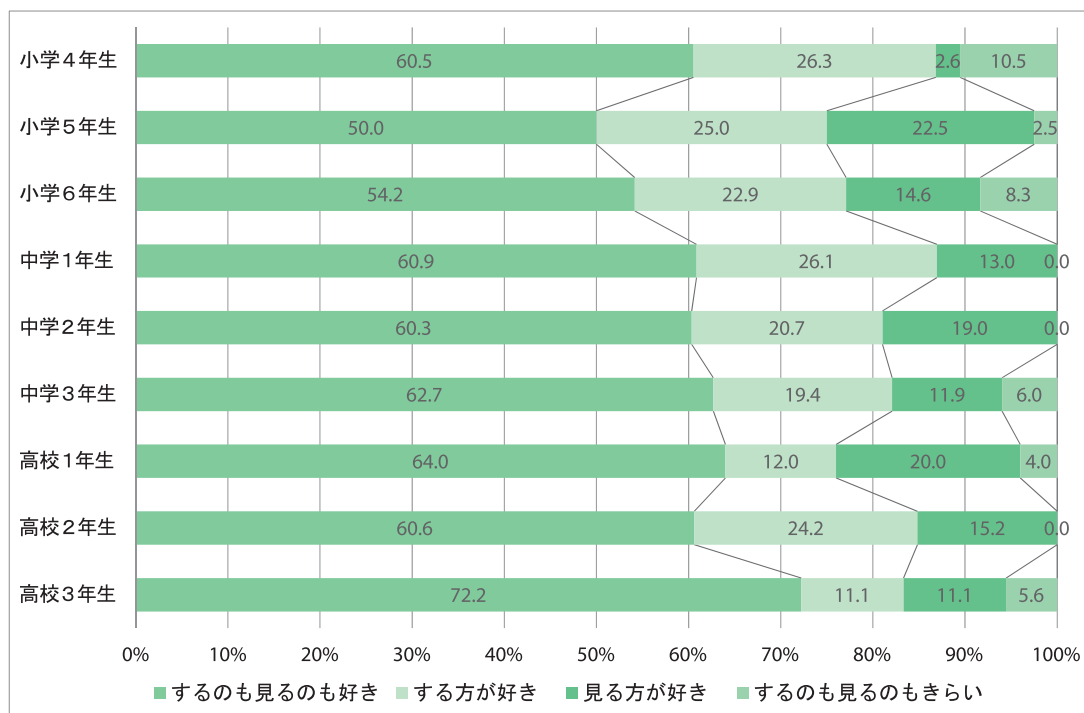
子どもの運動・スポーツへの意識は、小学4年から高校3年まで、運動やスポーツを「することが好き」な割合が一番高く、男女別では男子の約9割が運動やスポーツを「することが好き」と答えていますが女子は約7割に留まり、男女差のあることがうかがえます。

また、運動やスポーツを行う理由は、「健康・体力づくり」と「心や体を鍛える」が主となっています。

運動・スポーツに取り組んでいる状況は、週に3日以上が最も多く、子どもの運動の実施率が高いことを示しています。

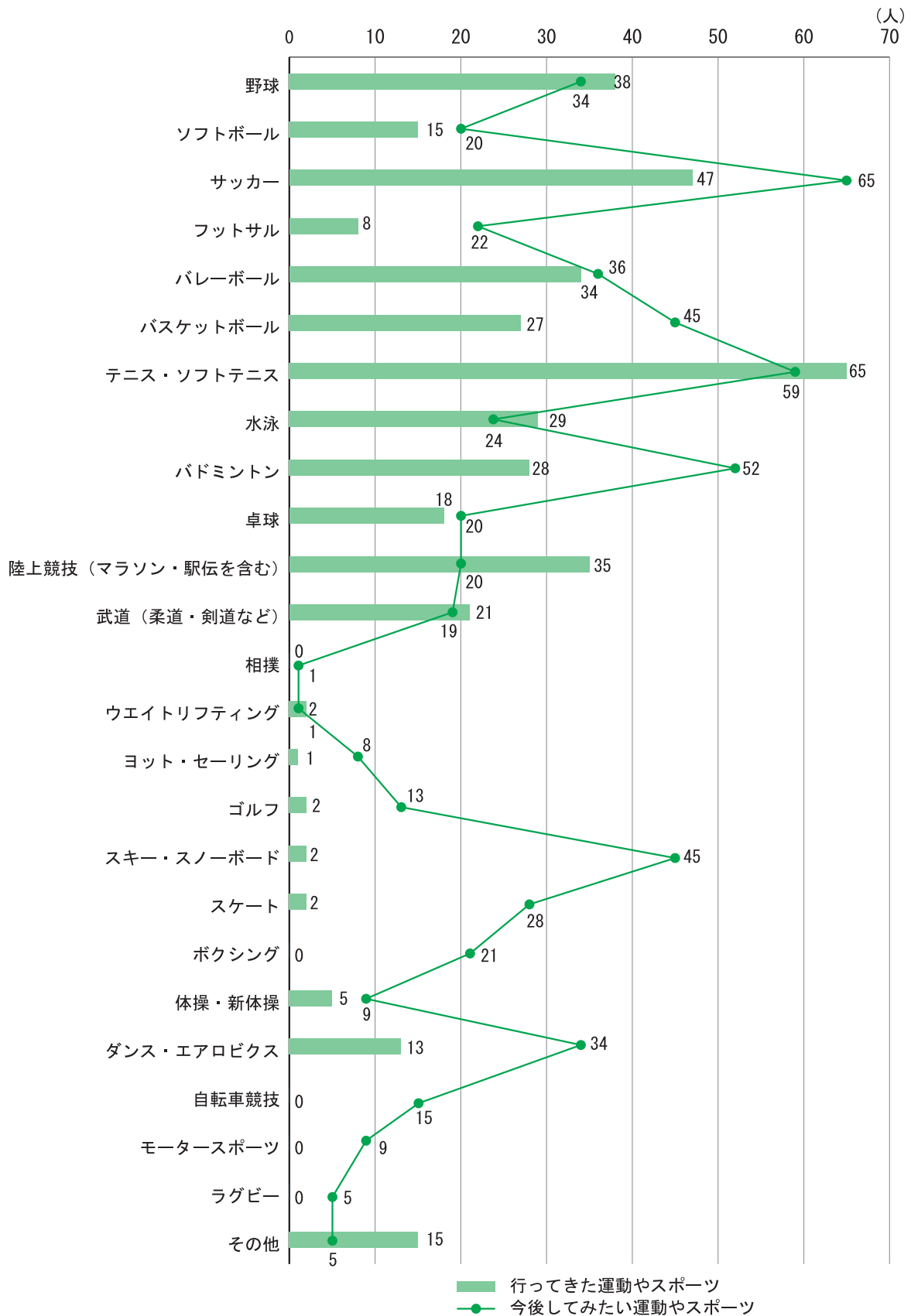
過去一年間に経験したことのある種目は、野球・サッカー・テニス等で、プロスポーツがある競技に、人気があるようです。

運動能力については、全国的に運動能力の低下傾向を示しているように、本市の学校体育現場のヒアリング結果から、子どもの運動能力は低下しているように見受けられるとの回答が多数ありました。



図－児童生徒の運動への意識





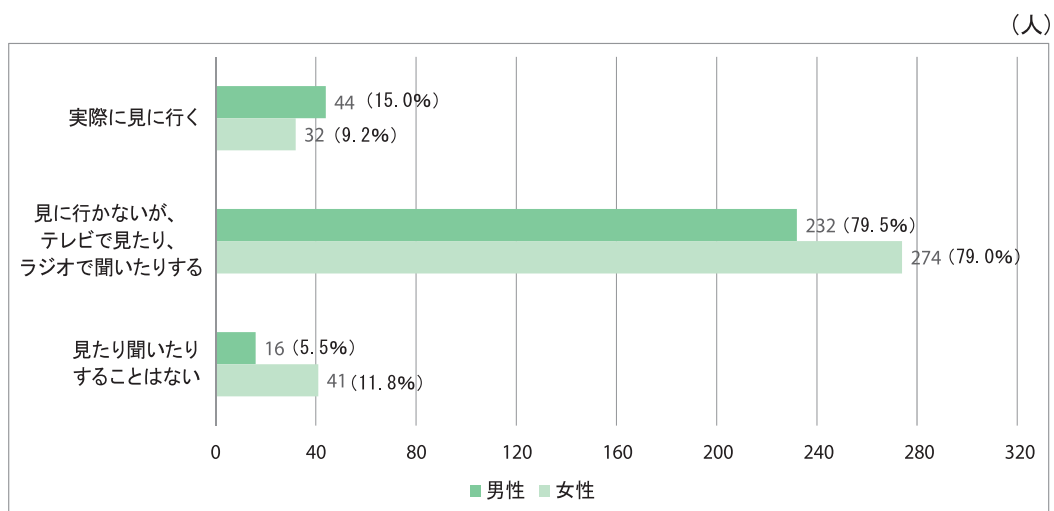
図一児童生徒のスポーツの経験と今後取り組んでみたいスポーツ

## スポーツを見る

## 【新居浜市民のスポーツに対する意識】

プロスポーツや競技スポーツ大会等の試合を観戦することや、トップアスリートのレベルの高いプレーを間近に見ることは、スポーツへの興味関心を高め、自らのレベルを高めたい意識の高揚につながります。

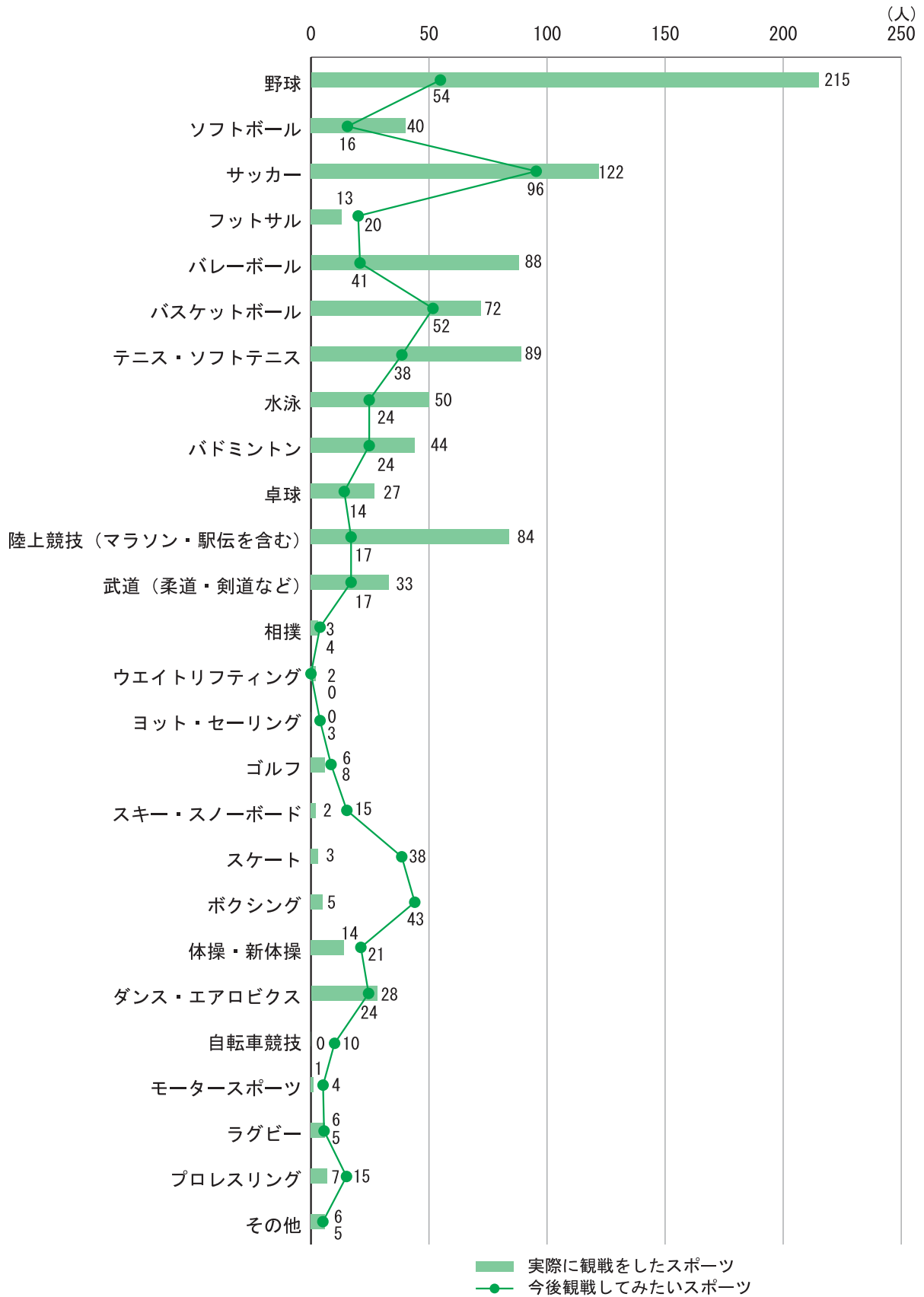
しかし、調査によると、県内で行われている野球とサッカーのプロスポーツ観戦に行ってみたいと思う人が少ない傾向にあります。市民の約8割は、野球やサッカーをテレビやラジオで観戦しており、実際に見に行くと答えた人は約1割にとどまっています。



図一市民のスポーツ観戦



■少年サッカー・スポーツを楽しむ



図一 児童生徒のスポーツ観戦と今後観戦してみたいスポーツ

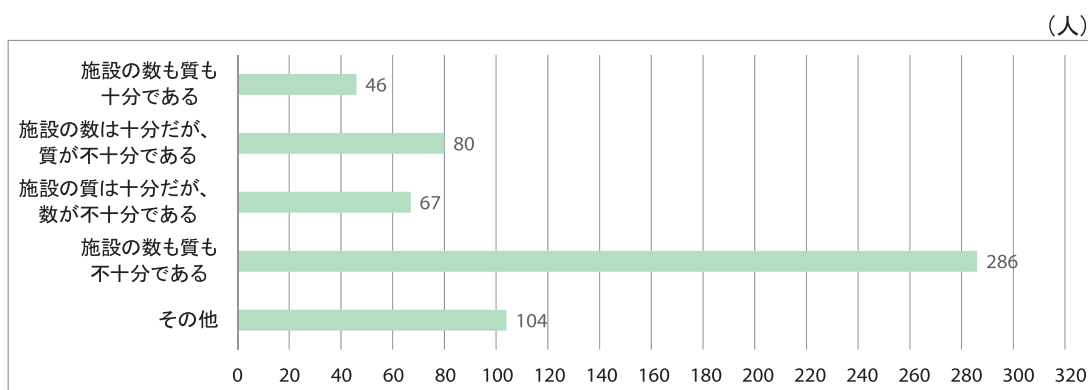
## スポーツを支える

## 【新居浜市民のスポーツに対する意識】

本市は、市営野球場、グリーンフィールド、市民体育館や山根総合体育館、市営プール、陸上競技場等スポーツの拠点となる施設を設置してきました。また、河川敷の緑地や公園等屋外での運動ができる場所や遊び場も整備してきました。

平成29年のえひめ国体では、マリンパーク新居浜、グリーンフィールド等が大会会場に使用される等、大規模大会の誘致が可能であり、市民の運動やスポーツ機会提供への役割を果たしてきました。

しかし、調査では、施設の数が不十分と感じている市民が多く、施設拡充への市民のニーズが高いことがわかりました。

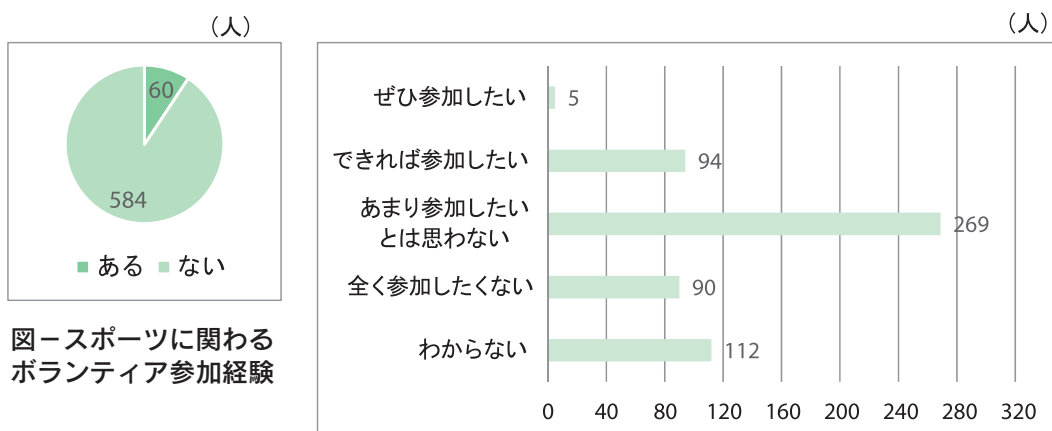


図－市内スポーツ施設について

スポーツに関するボランティア活動について、市民の約9割は参加していません。しかも、そのうちの約5割は、今後もあまり参加したくないと思っています。

しかし、ボランティア活動への参加に関して課題となっていることに、参加方法が分からないことが挙げられています。

次に、学校体育現場では、指導者不足が大きな課題となっています。多種目のスポーツ経験者、スポーツキャリアや、トップアスリートを育てることのできる専門的な指導者、また、スポーツ競技を初めて経験する子どもを適切に誘導できる指導者が強く求められています。



図－スポーツに関わるボランティア参加経験

図－ボランティア参加経験の「ない」市民のスポーツに関わるボランティア参加意識

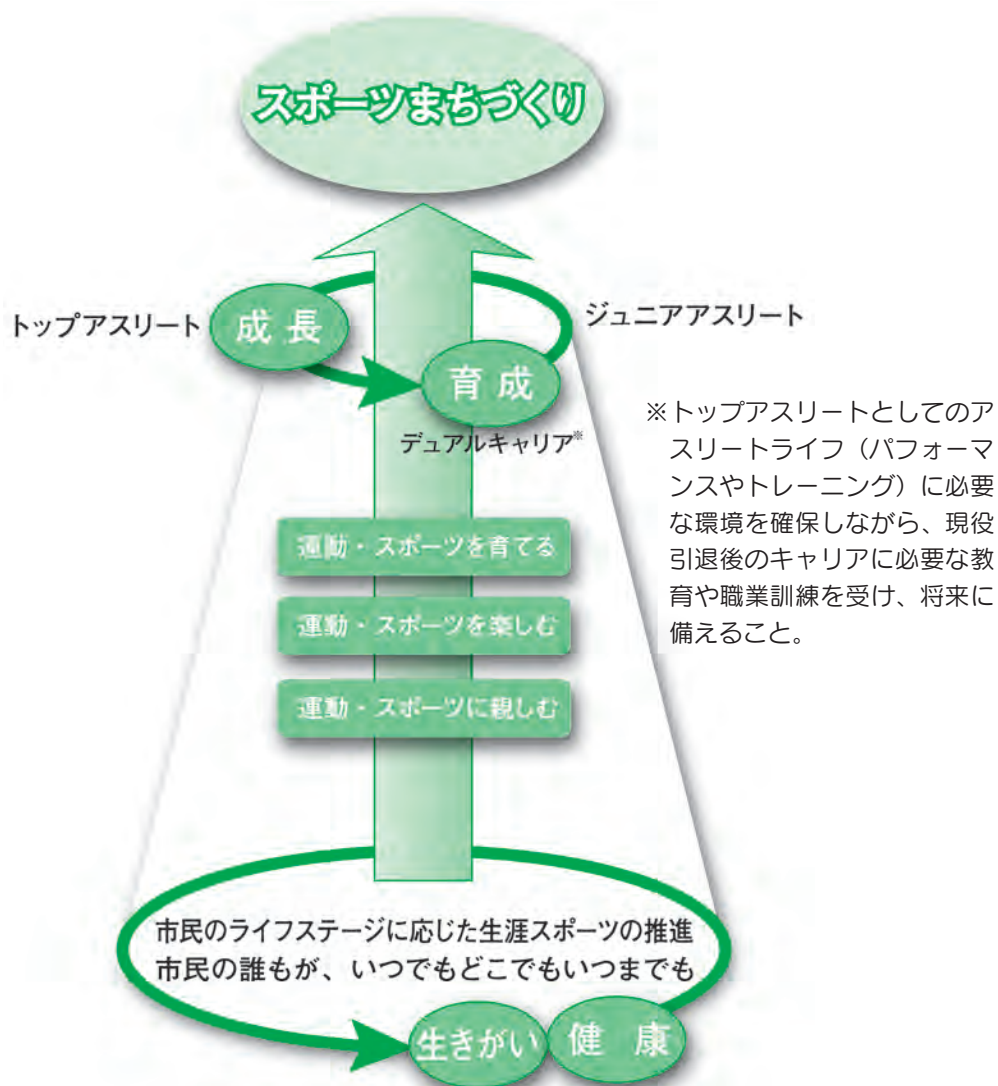


### 第3章 基本理念と基本目標

#### 1 基本理念

市民の誰もが健康で豊かな暮らしを実現し、子どもから高齢者まで、また、ビギナーからトップアスリートまでが運動・スポーツを身近に感じ、親しむことのできる環境づくりを目指します。スポーツを通じた地域コミュニティ形成により市民が連携し、新居浜が元気になるスポーツ推進計画の基本理念を定め、スポーツによるまちづくりを推進します。

## 市民のライフステージに応じて 親しむ・楽しむ・育てる スポーツまちづくり



## 【解説】

### ◆市民のライフステージ

市民の誰もが、それぞれの体力、年齢、性別、スポーツ技能、興味、目的、生活環境に応じて、スポーツに取り組むことができる環境を指しています。

また、スポーツを「する人・見る人・支える人」と地域での様々な連携及び協働を基本的な考えとして、スポーツ観戦、ボランティア活動等も含む領域を指しています。

市民一人ひとりの生活や人生に密接に関わる視点を持ってスポーツ推進計画を進めていく意志を込めています。

### ◆親しむ

#### 【キーワード】

- ・生涯スポーツ推進の視点で、誰もが運動・スポーツに親しむことができる。  
高齢化社会を迎え健康づくりに寄与する運動・スポーツへの市民ニーズと健康で暮らし、生涯を通じた運動・スポーツに親しむ環境づくりを目指した地域社会形成。
- ・市民のライフステージに応じ、誰もが運動・スポーツに親しむことができる。  
子ども……学校と地域でのスポーツ機会の充実により運動・スポーツに親しむ  
若者……スポーツへの参加機会を与え、運動・スポーツに親しむ  
高齢者……健康、生きがいづくりに向けて、運動・スポーツに親しむ  
障がい者……障がいの有無に関わらず参加者同士、運動・スポーツに親しむ

### ◆楽しむ

#### 【キーワード】

- ・子どもにスポーツ機会を充実させ、競技スポーツの面白さを体感し、将来のアスリートとして成長できることを目指して、まず、運動・スポーツを楽しむ。
- ・市民のどの世代も体力づくり、健康づくりに寄与する運動・スポーツを楽しむ。
- ・プロスポーツや競技スポーツの観戦を楽しむ。
- ・障がいの有無に関わらずに参加者同士、運動・スポーツを通じて、交流を深め喜びを分かち合う。

### ◆育てる

#### 【キーワード】

- ・地域でのスポーツ環境を支える、地域ボランティア、指導者等の育成。
- ・スポーツ競技力の向上に向けて、選手、指導者、スポーツ環境を育てる。
- ・障がい者の運動・スポーツ機会の創出や地域スポーツ活動へ参加できる環境づくりを目指して、人、環境を育てる。

### ◆トップアスリート

常に競技大会で好成績を残すトップアスリートを養成するために、ジュニアアスリート(競技スポーツ以外のスポーツを楽しむ子どもたちを含む)からスポーツアスリート(初心者からハイレベル)までの競技スポーツ人口の基盤をつくります。競技スポーツ人口基盤を厚くし、上位に位置するトップアスリートへ成長する競技スポーツの循環形成を図るため指導者を育成し、アスリートキャリア形成を図る競技スポーツ環境づくりを目指します。

### ◆デュアルキャリア

トップアスリートとしてのアスリートライフ(パフォーマンスやトレーニング)に必要な環境を確保しながら、現役引退後のキャリアに必要な教育や職業訓練を受け、将来に備えること。

## 2

## 基本目標

本計画は、基本理念「市民のライフステージに応じて親しむ・楽しむ・育てるスポーツまちづくり」の具体像を示し、新居浜市第五次長期総合計画に基づき推進してきた個別のスポーツ事業を鑑み、新居浜市の関連計画を考慮する等総合的・体系的に位置づけることにより、効率効果的にスポーツ行政を推進します。

スポーツまちづくりを推進にあたって、目指す今後の方向性を基本目標として定めます。

### 基本目標1 生涯スポーツの推進

#### 【主旨】

- ①市民の誰もが年齢・性別、障がいの有無を問わず、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり。
- ②市民の誰もがスポーツに親しみ・楽しみ、健康で体力を維持し豊かな暮らしと健やかな心身を育むスポーツまちづくりの推進。
- ③市民の年齢、生活環境等ライフステージに応じた、また、興味関心への多様なニーズに応じたスポーツまちづくりの推進。

### 基本目標2 身近な運動・スポーツ機会の創出

#### 【主旨】

- ①市民の誰もが運動・スポーツに親しむ機会の創出により、スポーツを身近に感じることができる環境づくり。
- ②子どもが身近に運動する場として、幼児期の遊び場、公園等の場所の確保、また、運動嫌いの子どもへのきっかけづくりを推進。
- ③市民の誰もが身近に運動・スポーツに親しみ、地域交流を深めていくスポーツまちづくりの推進。

### 基本目標3 トップアスリート育成と えひめ国体等全国大会での競技力向上

#### 【主旨】

- ①子どもたちへの多様なスポーツ経験が体感できるような環境づくり、指導者等のひとづくりの推進。
- ②子どもたちのスポーツ技術の向上、将来を担うトップアスリートを輩出する基盤づくりの推進。
- ③えひめ国体を契機に、市民がレベルの高いスポーツに直接触れる機会を創出し、関心を深めることで競技人口の拡大と競技力の向上を推進。

### 基本目標4 運動・スポーツを支えるまちづくり

#### 【主旨】

- ①地域総合型スポーツクラブの創出、維持運営には、市民・事業者・団体の支える力が必要です。スポーツを通じた地域連携を育む社会形成の推進。
- ②地域での運動・スポーツに関わるボランティアの育成、市民が主体となって取り組む協働のスポーツまちづくりの推進。

### 基本目標5 施設環境の整備と既存施設の活用

#### 【主旨】

- ①市民が身近に運動・スポーツに親しみ・楽しむスポーツレクリエーション施設を有効活用するため、市民の要望等をくみ取り、機能改善、情報のさらなる発信・提供、既存施設の保全を推進。
- ②大規模競技大会の開催やプロスポーツの開催等レベルの高いスポーツ観戦機会の提供及び参加ができる施設の整備を推進。
- ③えひめ国体に向け、セーリング会場、ウエイトリフティング会場等施設環境整備を推進。

## 3

## 目標数値

生涯スポーツの推進として、市民の運動実施率を高め、運動・スポーツへの興味関心から市民の体力の向上を目指し、もって市民の健康づくりに寄与するスポーツまちづくりの目標値を定めます。

また、生涯スポーツに取り組むことは、市民の健康づくりに寄与するばかりではなく、競技スポーツ人口の拡がり、アスリートの育成にもつながります。

そして、生涯スポーツに欠かせないのが地域での運動・スポーツに親しむ環境づくりです。総合型地域スポーツクラブの育成、設立を目標に掲げ、生涯スポーツを下支え、市民との協働をさらに推進します。

## 【目標数値】

◆生涯スポーツ社会を早期に実現するため、週1回以上の市民（成人）の運動実施率の目標値を定めます。

現 状	国・県の示す値	平成33年度
45.4%	国 65% (H29) 県 66.6% (H29)	67% 市民3人に2人の実施

◆特に女性の週1回以上の市民（成人）の運動実施率の目標値を定めます。

現 状	国・県の示す値	平成33年度
41.6% (男性50.4%)	—	50% 市民2人に1人の実施

◆生涯スポーツ社会を早期に実現するため、週1回以上の子どもの運動実施率の目標値を定めます。

現 状	県の示す値	平成33年度
82.7%	県 90% (H29)	95%

◆総合型地域スポーツクラブの設立

現 状		平成33年度
2クラブ	—	10クラブ

◆スポーツ指導者数の目標値を定めます。

現 状	県の示す値	平成33年度
—	県 3,027人 (H29) 2.2人/1,000人	275人

## 第4章 基本施策

### 1

### 基本施策

#### 基本施策1 生涯スポーツの推進

##### 【施策内容】

##### (1) 乳幼児期の運動遊びの推進

乳幼児期は、本格的な運動やスポーツに接する前の準備段階になります。青少年期の子どもは運動低下率が懸念される中、この時期には友達と体を動かすことの楽しさを運動遊びの中から体験し喜びを感じることが大切です。

運動遊びを好きになることが、青少年期へと成長する上で重要です。そのためにも、親子で一緒に運動し、体を動かすことの楽しさ、コミュニケーションをとる楽しさを学ぶことができる運動遊びを推進します。

##### 主な取組

- ▼保育園・幼稚園・福祉施設等子育て施設と連携し、外遊び・運動遊びの事業推進を行います。
- ▼地域で連携し、親子でスポーツレクリエーションへ参加できる機会の提供及び普及啓発を行います。

##### (2) 子どものスポーツ推進

青少年期は、生涯にわたる心身の礎を築く大切な時期です。子どもの頃に運動・スポーツに親しみ、楽しむ体験が生涯にわたり、運動・スポーツを「する・見る・支える」ことにつながります。

乳幼児期の運動遊びから培った「体を動かす楽しみ」を基礎として、学校や友達との交流の中で運動・スポーツに親しむことや特定種目の競技スポーツに打ち込み、技術及び身体能力の向上を図ることが重要です。

そのためにも、学校や地域での運動・スポーツ機会の拡充に取り組み、生涯にわたる運動・スポーツ基礎づくりを推進します。

##### 主な取組

- ▼地域の運動・スポーツ団体と連携して運動・スポーツ体験の機会をつくるスポーツレクリエーション活動を推進します。
- ▼特に中学校女子の運動・スポーツ体験の機会を提供します。

- ▼運動習慣が身に付いていない子どもたちには、本市の豊かな自然環境を活かしたキャンプ活動や、家族で参加できる活動等を支援し、継続した取り組みを推進します。
- ▼市関係機関と連携し、保健・食育等幅広い分野の学習機会の提供を推進します。

### (3) 成人のスポーツ推進

成人は、仕事、子育て、家事が忙しく、運動・スポーツの実施頻度が低くなっています。スポーツ実施率が低く、運動不足になると成人病等にかかり健康を害することが懸念されます。

子育て期、若者世代、働き盛りの壮年期と各世代、そのライフステージに応じた運動・スポーツ機会の提供を図り、幅広いスポーツ事業を推進します。

#### 主な取組

- ▼地域及び市関係機関と連携し健康づくりに関するセミナーや研修会等を実施します。
- ▼成人の体力調査として体力テスト等を実施し、継続的な取り組みとすることにより、日常的に運動・スポーツを行うきっかけづくりを推進します。
- ▼民間スポーツ事業者と連携し、仕事帰りに運動・スポーツに取り組める夜間スポーツ教室や、地域企業における、運動・スポーツ教室及び市関係機関と連携した健康づくりに関する研修会等の開催を推進します。

### (4) 高齢者のスポーツ推進

本市の高齢化率の高まりは日本全体よりも早く進んでいくと予想されています。いつまでも元気で明るく生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者向けの運動機会の提供を行い、運動・スポーツを通じて地域での交流を深め、生きがいを得られる地域づくりを目指します。そして、高齢者の高い健康意識に向けて、幅広い健康事業を推進します。

#### 主な取組

- ▼地域及び市関係機関と連携し、地域で行っている軽スポーツ、いきいき健康ウォーキング大会等多様な地域交流事業を奨励し、新たな地域交流を図る運動・スポーツ機会を提供するイベント事業を推進します。
- ▼全国的なスポーツ大会に出場する等、生きがいづくりで運動・スポーツに打ち込んでいる高齢者を支援します。

- ▼地域、市関係機関、福祉施設等と連携し、健康づくりに関する生活習慣病の予防・改善や介護予防に寄与する運動・スポーツ事業を推進します。
- ▼医療機関と連携し、高齢者の生活に必要な運動動作をスムーズにする運動とメディカルチェック等のプログラムを開発する事業を推進します。

#### (5) 障がい者のスポーツ推進

障がい者も運動・スポーツを通じて地域交流ができるよう、既存の地域運動・スポーツ活動を工夫します。そして一緒に、喜びや楽しみを分かち合う地域社会を築くスポーツレクリエーション活動を推進します。

#### 主な取組

- ▼障がい者も一緒に参加し、楽しみを分かち合い、運動・スポーツを通じて交流できるスポーツレクリエーション事業及び施設の整備を推進します。
- ▼福祉機関や関係団体と連携して、障がい者の運動・スポーツを通じた社会参画を促進する事業を支援します。
- ▼障がいに応じた運動・スポーツの指導を行うことができる指導者の養成及び資格取得等資質の向上を図るため、講習会や指導者育成支援事業を推進します。



■ 歩け歩け大会で健康ウォーキング



## 基本施策2 身近な運動・スポーツ機会の創出

### 【施策内容】

#### (1) 運動・スポーツに親しむ機会の充実

本市には、国領川のジョギングコース、緑地公園、運動施設や山根公園の運動施設等日常手軽に活用できる施設が整備されています。こうした施設において多様な運動・スポーツに触れる機会を促進していき、更なる運動・スポーツに親しむ機会の充実化を図ります。

スポーツには多様な種目があり、それぞれに面白さがあります。市民の一人一人がそのライフスタイルや運動・スポーツニーズに合った出会い、生涯にわたって楽しめるきっかけづくりとして、スポーツレクリエーション活動を支援するとともに地域でのイベント活動を推進します。

#### 主な取組

- ▼公民館事業や自治会等の地域での各種事業や総合型地域スポーツクラブ等と連携して、運動・スポーツの機会を創出し、誰でも楽しめる運動・スポーツのプログラムづくりを支援します。
- ▼地域の運動・スポーツに関する団体と連携し、新居浜市内の施設を活用したスポーツレクリエーションのイベント活動を開催し、広く市民が参加できる機会の提供及び普及啓発を行います。
- ▼ウォーキング、ジョギング等健康意識の高い市民ニーズに合った身近にできる運動・スポーツ大会等の開催を推進します。

#### (2) 児童・生徒の体力向上に向けた取り組み

児童・生徒が運動・スポーツに親しみ、楽しさを知り夢中になり、その結果として体力の向上が図れるように、学校や地域で運動・スポーツ機会の拡充に取り組みます。

児童・生徒の体力向上のためには、コーディネーション能力を開発する指導者を育成することや、運動・スポーツをするか全くしないかの二極化傾向にある現状を、運動・スポーツを好きと感じるように指導すること等、指導者の工夫が大事です。

また、学校施設や多様な部活動の不足を補うために、学校間の連携、学校と地域との連携を深めていく取り組みを推進します。

## 主な取組

- ▼児童生徒たち一人ひとりが体力を知り、体力や運動に関する理解を深めるきっかけとなる体力調査等を実施し、その結果を子どもたちの運動能力向上に活用します。
- ▼学校の休み時間、昼休み時間、放課後に外遊びを積極的に行う等、運動・スポーツに親しむ機会づくりを支援します。
- ▼運動習慣を身に付けるには、家庭での生活習慣が重要であるため、保護者への運動・スポーツ意識を形成する情報発信や学校行事を活用した啓発活動を推進します。
- ▼体育授業の質的向上を図るため、指導員育成の研修、講習会開催及び学校へ講師派遣等を支援します。
- ▼小学校の体育授業を充実させていくために、体育教員と一緒にチームティーチングを行うコーディネーター派遣制度や地域人材の活用を支援します。
- ▼運動きらいな児童生徒に対し、運動・スポーツを楽しめる機会を拡げていくため、総合型地域スポーツクラブ等で児童生徒向けのスポーツ事業を展開し、地域で運動・スポーツに取り組む環境づくりを推進します。
- ▼運動部活動を活性化させていくため、ジュニアスポーツクラブ、地域種目団体と連携してスポーツがより好きになる環境づくりを推進します。

### (3) 運動・スポーツ情報の発信

運動・スポーツ機会の拡充に向けて、より市民に情報が届くようにわかりやすい情報提供を構築していきます。

## 主な取組

- ▼市政だより、市ホームページ等を活用して、運動・スポーツに関する幅広い情報を提供するため、関係課と連携し、講座開催及び募集ニュース等、運動・スポーツの情報を市民にわかりやすく伝える情報発信を行います。



■愛媛マンダリンパイレーツ

- ▼市広報番組等を活用して、健康・体力づくり、医療、福祉、食育等幅広い講座の放映に取り組みます。

#### (4) プロスポーツ観戦や全国規模の大会観戦

スポーツに親しむきっかけとして、多くの人はスポーツを「見る」ことが手軽で身近なスポーツとのかかわりになります。

本市にはプロスポーツチームの拠点はありますが、県内に拠点を置くチームの試合や練習を観戦することができます。こうしたプロチームや選手のプレーを見ることで、子どもたちにはスポーツに対する憧れや興味を育み、また、多くの人にはスポーツチームへの応援による地域一体感の気持ちを育む等、スポーツに関心を持って親しむことができます。

そのため、全国的な規模の大会を誘致、開催し、国内のトップレベルの競技スポーツを直接観戦する機会を提供します。

そこで、試合観戦の情報発信等、試合観戦者の増大に寄与する取り組みを推進します。

#### 主な取組

- ▼市政だより、市ホームページ等を活用した情報発信や、市民招待のバスツアー等プロスポーツ観戦を通じたスポーツに親しむ機会の創出を推進します。
- ▼種目団体等と連携して、全国規模の大会を誘致、開催し、国内のトップレベルの競技を直接観戦する機会を創出し、スポーツ競技力向上や競技人口の拡がりを持たせる事業を推進します。



(C)EHIMEFC



(C)EHIMEFC

#### ■愛媛FCの試合

## 基本施策3 トップアスリート育成と えひめ国体等全国大会での競技力向上

### 【施策内容】

#### (1) ジュニアスポーツの充実とジュニアアスリートの育成

ジュニアスポーツの活動は、小学生はジュニアスポーツクラブ、中学・高校生では運動部活動が中心となっています。学校体育教員や運動部活動指導者が種目によっては専門外であったり、全体的にも多様なスポーツに指導者は不足している、あるいは指導力向上が求められているため、児童・生徒の体力向上と競技力向上に向けて、指導者の適切な配置と指導力向上を図る取り組みを推進し、ジュニア期に充実したスポーツ環境を整え、競技人口の拡がりを目指していきます。

また、2020年開催の東京オリンピックへ出場できるような、次世代のトップアスリートとして活躍する選手を輩出するよう、関係団体と連携し、ジュニアアスリートの発掘と育成及びそれらの支援に取り組みます。

#### 主な取組

- ▼ジュニアスポーツクラブ、その他種目団体、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、地域における子どもたちの多様なスポーツ活動への参加機会を充実させていく事業を推進します。また、全国的に運動・スポーツの参加低下傾向を示す中学校女子等へ、積極的に運動・スポーツに参加機会を増やし、競技人口の裾野を広げていく事業を推進します。
- ▼潜在的な能力のあるジュニアアスリートが県大会、全国大会で活躍できるように、種目団体と連携して計画的な指導プログラムの推進と指導者の技能向上を図る講習会や研修等への参加を支援します。
- ▼生涯スポーツ推進の観点では運動部活動種目の拡大、トップアスリート育成の観点では特定種目を伸ばしていくことが大事であるため、施設の相互利用、複数校の連携協議等ジュニア期のスポーツ環境の充実を図ります。
- ▼全国大会への出場、市外への遠征や強化練習及び合宿への参加への派遣交通費等を提供する既存事業の拡充と、新たに選手強化に関する事業を推進します。
- ▼医療機関、保健・福祉施設と連携して、運動・スポーツの医学・スポーツ科学に基づいたプログラム開発や指導マニュアルの作成を検討します。

## (2) トップアスリートの育成

ジュニア期に活躍した選手が、進学や就職で市外に流出する傾向があり、全国レベルで活躍できるトップアスリートの確保や競技人口を拡げることの難しさを抱えています。トップアスリートの育成のためには、長期的な視点に立った、選手育成プログラムが重要です。

そこで、指導者の確保・養成を図るため、全国のトップコーチを招聘し講習会等を開催するとともに、指導者を中央組織等が開催する研修等への派遣を支援します。

### 主な取組

- ▼トップアスリートの育成には、長期的な視点で、小学校、中学校、高校、社会人の一貫した指導方針が必要であるため、種目団体等と連携した選手育成プログラムの作成に取り組みます。
- ▼トップアスリートのデュアルキャリア形成へ向けて、競技引退後に指導者としてキャリア形成を図るための支援を行う等、次世代アスリートを発掘・育成する人材の好循環を生み出す取り組みを推進します。

## (3) えひめ国体等全国大会の開催・参加

高いレベルの大会に出場する等直接競技に触れることは、競技力の向上や競技人口の拡がり期待できます。このため、障がい者の競技スポーツも含め全国大会の誘致・開催を推進します。

平成29年に開催されるえひめ国体に向けて、認知度向上を図るための啓発活動を行い、競技会場整備、選手の育成等の支援を推進します。

### 主な取組

- ▼全国規模の大会を誘致・開催するため、既存施設を有効活用し、必要に応じて整備します。
- ▼えひめ国体に出場する選手等に奨励金等を交付し、出場に向けて支援します。
- ▼えひめ国体に向け指導者の誘致等を支援します。
- ▼えひめ国体とともに開催される障がい者大会へ出場する選手等を支援します。
- ▼えひめ国体の認知度向上を図るため普及啓発事業を推進し、市民のスポーツを「する・見る・支える」人の裾野を広げます。

## 基本施策4 運動・スポーツを支えるまちづくり

### 【施策内容】

#### (1) 総合型地域スポーツクラブの充実

本市のスポーツ推進計画の理念である、運動・スポーツを「親しむ・楽しむ・育てる」スポーツまちづくりを実現させる総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、クラブと学校施設との連携を充実させ、将来はクラブ間の連携を図る地域ネットワークの形成に取り組みます。既に設立運営されている総合型地域スポーツクラブに対しては、運営の助言、情報提供を行い、準備段階にあるクラブに対しては、立ち上げ支援、イベントの実施支援、用具等の用意、指導者の育成等を推進します。

#### 主な取組

- ▼総合型地域スポーツクラブの周知活動を行い、市民に知ってもらい理解してもらう活動を推進します。
- ▼総合型地域スポーツクラブの設立に向けて、広報活動、運営者育成、指導者派遣を行う等の助言・指導を行い、円滑な運営に向けてクラブに必要な情報提供等の支援を行います。
- ▼学校施設や他のクラブと連携し、施設や指導者等不足を補う相互補完によるクラブの活性化を支援します。

#### (2) スポーツまちづくり

スポーツが持つ連帯感、一体感を得る力を形成し、スポーツまちづくりや地域コミュニティ活性化を図るため、関係機関、地域と連携・協働を深めていく事業を推進します。

市民ニーズの高い、ウォーキング、ジョギングの場を提供し、身近な地域交流、健康づくりの場として普及啓発を推進します。

#### 主な取組

- ▼ウォーキング大会等、健康づくりや体力の向上につながるイベント等の開催を推進します。
- ▼地域スポーツの推進を図るには、より多くの市民、事業者、団体等の協力・連携が無ければ実現しません。スポーツ推進委員等を中心に、多くの地域住民が運動・スポーツに関わる活動へ参加するきっかけづくりを推進します。

## 基本施策5 施設環境の整備と既存施設の活用

### 【施策内容】

#### (1) 施設の充実

市民が身近に運動・スポーツに親しみ・楽しむことができるように既存の公共運動・スポーツ施設、公園等のスポーツレクリエーションの場の充実を図ります。  
競技力の向上、トップアスリートの育成、プロスポーツ等の観戦機会の提供等、全ての施策を推進するには、近代的かつ総合的な運動施設が必要です。そのため、総合運動公園構想の実現化に向けて取り組みます。

#### 主な取組

- ▼既存施設の機能や利用形態を市民ニーズに応じて見直し、改修あるいは補修による施設の維持更新を図り、既存施設の有効活用を進めます。
- ▼国領川の緑地公園等の公園緑地空間の利用機能向上を図る等、既存施設の再編等、各施設の運営を効率効果的に行い、身近な運動・スポーツの場をつくります。
- ▼運動・スポーツ施設、公園等スポーツレクリエーション施設、小中学校の校庭や体育施設の開放等既存施設の利用に関する情報、イベント活動、インストラクターや指導者の情報等を発信し、市民への利用促進を図ります。
- ▼総合運動公園の基本構想策定には、関係機関と意識の統一を図り、官民一体となって取り組みます。

#### (2) えひめ国体及び全国大会開催に向けた施設環境整備

平成29年に開催されるえひめ国体においては、各県から参加した選手が安全に安心して競技ができるとともに、観客の方々も満足を得られるよう、県の支援措置等を活用しながら会場整備を進めます。

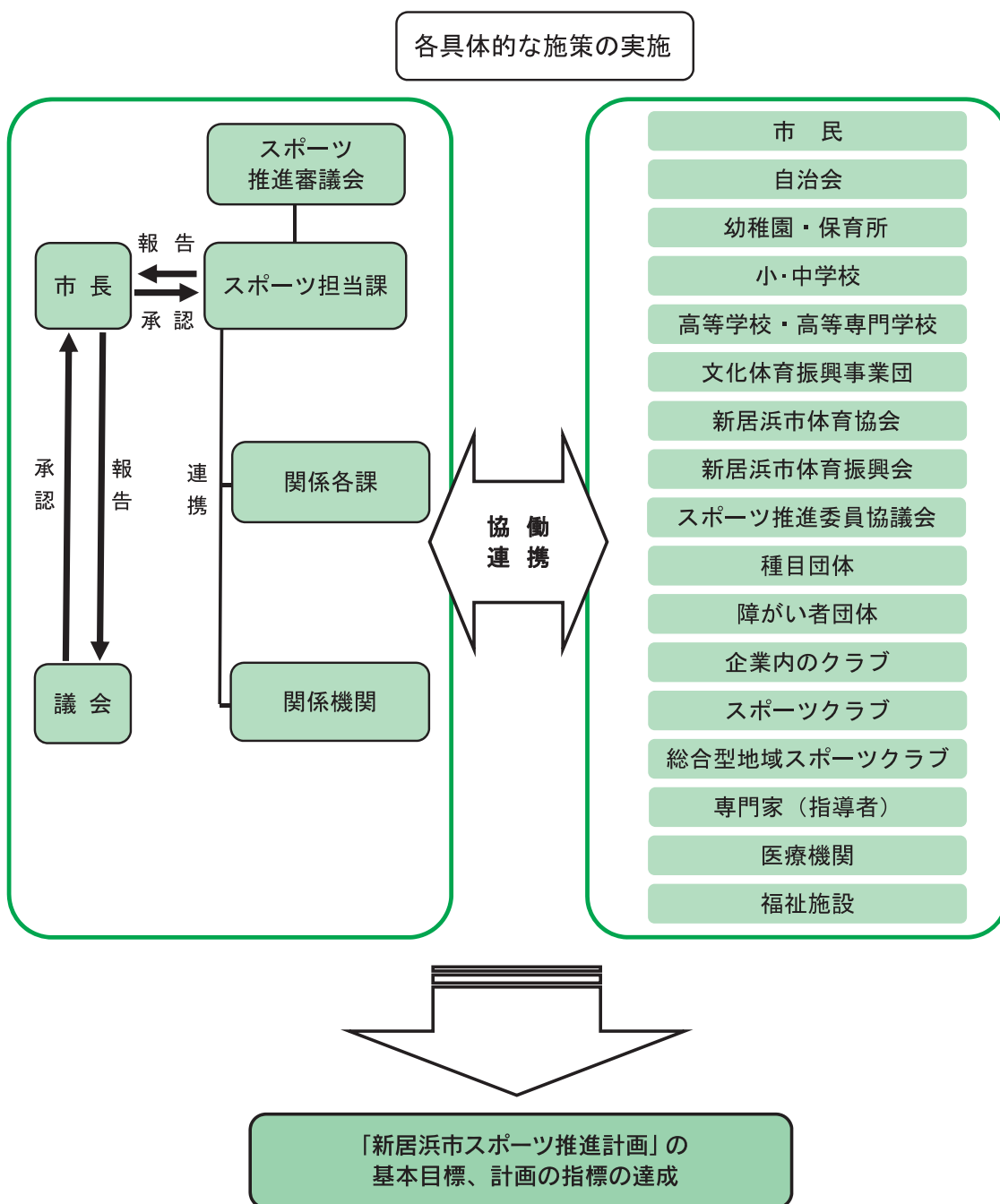
#### 主な取組

- ▼新居浜マリーナ施設を活用したセーリング競技会場の整備等、既存施設を活用し、ウエイトリフティング会場、サッカー会場、野球会場の整備を進めます。
- ▼えひめ国体の運営に関する計画を策定し、円滑な国体運営を進めます。

## 第5章 実現の方策

### 1 計画実現の体制

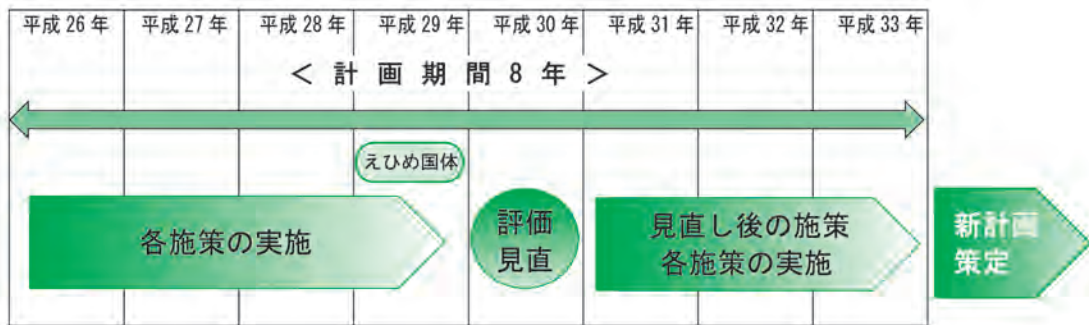
本市の関係各課、関係機関が、市民、スポーツ関係団体、民間企業、専門家（スポーツ）、医療機関等と連携、協力による支援体制を構築し、具体的な施策を実施していくことによって、本計画の基本目標、基本目標の数値達成に努めます。





## 2 計画の評価

本計画の平成26年から平成33年までの計画期間の中で「えひめ国体」後、平成30年を目処に中間評価を行います。また社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて、新居浜市スポーツ推進審議会に諮問し、計画の目標、指標、施策の見直しを行います。



■少年ソフトボール・スポーツを楽しむ

### 3 計画の推進に向けた施策の進め方

市民のライフステージに応じた、生涯スポーツの推進「親しむ・楽しむ・育てる」スポーツのまちづくりを目指すために、本計画の推進においては、各種取り組みを重点的・効率的に実施する必要があります。

#### (1) 第五次長期総合計画との整合

本計画の推進の為に実施する施策の内容等については、第五次長期総合計画実施計画との整合性を図り、施策ごとに年次計画等事業計画を整理して取り組みます。

#### (2) 進行管理

計画の進行管理にあたっては、学識経験者、スポーツ団体、関係機関、市民からなる「新居浜市スポーツ推進審議会」の意見を聞きながら、計画の進捗状況を点検し、必要に応じ関係課と調整し、実施計画等の見直しを行います。8年目にあたる平成33年度には8年間を通じた計画の達成状況を検証し、次期計画の策定に反映します。



■中学生駅伝大会

## 4 計画推進における役割分担

計画の推進にあたっては、行政はもとより、市民やスポーツ団体、地域スポーツクラブ関係者、企業等が地域においてそれぞれの役割を分担しながら、連携・協働していくことが重要です。

### (1) 行政の役割

#### ◆ 新居浜市の役割

- ・ 国のスポーツ基本計画を踏まえ、愛媛県のスポーツ推進計画との整合性を図り、地域の実情を考慮したスポーツを推進するための計画を策定します。
- ・ 市民のスポーツに関するニーズを把握し、地域のスポーツ団体や関係機関と連携しながら、市民がスポーツに親しむ為に必要な環境と条件を整備し、体制を整える役割を担います。
- ・ スポーツ指導者の資格を有する等、熱意と能力があり、地域において効果的に連絡調整を行うことができる者を、性別や年齢のバランスに配慮しつつ、スポーツ推進委員として委嘱します。
- ・ 地域の実情に応じて公共スポーツ施設の管理者として、総合型クラブ等を積極的に活用します。
- ・ 地域の特徴を活かした競技会の開催や地元選手の育成・強化、国際大会や全国大会で活躍した選手等を表彰することによる、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。
- ・ 災害時に住民の健康維持を支援するため、地域のスポーツ指導者の運動支援を行うネットワークづくりを担います。
- ・ 関係各課及び関係機関で調整を図りながら総合運動公園構想の立案を行います。

### (2) 市民等に期待される役割

#### ◆ 市民に期待される役割

- ・ 市民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに主体的に取り組み、健康で豊かなスポーツライフを送ることが期待されます。
- ・ 市民一人ひとりが地域のコミュニティの一員として、スポーツを通じて自らも地域社会を構築していくことが期待されます。

#### ◆ 職場に期待される役割

- ・ 休憩時間の軽運動の実施や、アクティブ通勤等、スポーツと健康に関する啓発活動等の取り組みが期待されます。

### (3) スポーツ団体・企業スポーツ等の役割

#### ◆ 企業スポーツに期待される役割

- ・地域で行うスポーツ教室の開催や指導者の派遣のほか、社会貢献活動による地域との共生を目指した活動が期待されます。

#### ◆ スポーツ団体等に期待される役割

##### 【スポーツ推進審議会】

- ・新居浜市のスポーツ推進に関する重要事項を調整審議するため、資質向上に努めることが期待されます。

##### 【スポーツ団体全般】

- ・スポーツ指導者の養成及び資質の向上を図り、スポーツ指導者の量的質的な需要に応える為に、定期的な指導者養成事業の見直しを行うことが期待されます。
- ・各団体が有するスポーツ指導者等を総合型地域スポーツクラブや学校等へ派遣することが期待されます。

##### 【中学校体育連盟】

- ・主催する大会等について、新居浜市と協議しながら総合型地域スポーツクラブで活動する生徒等の参加を認めたり、総合型地域スポーツクラブの大会との交流大会を実施したりする等、柔軟な対応が図られるよう検討することが期待されます。

##### 【高等学校体育連盟】

- ・主催する大会等について、愛媛県、新居浜市と協議しながら総合型地域スポーツクラブで活動する生徒等の参加を認めたり、総合型地域スポーツクラブの大会との交流大会を実施したりする等、柔軟な対応が図られるよう検討することが期待されます。

##### 【体育協会】

- ・体育関係諸団体等との連携強化に努め、組織の充実を図りながら、競技力の向上と生涯スポーツの振興に関する事業を実施することにより、新居浜市における代表的な組織として、総合的なスポーツの振興に寄与することが期待されます。
- ・各競技団体を統括する団体としての役割を踏まえ、積極的な活動を促進していくことが期待されます。

##### 【種目団体】

- ・新居浜市体育協会のもと、産官学が支援し、ジュニア期からの一貫した強化体制を確立していくことが期待されます。
- ・新居浜市体育協会のもと、産官学が支援し、選手の強化、指導者の資質向上を図ることや、各競技の普及に努めること等が期待されます。
- ・積極的な団体運営を図っていくことが期待されます。
- ・選手のキャリア形成にも配慮した適正な支援に努めることが期待されます。

##### 【体育振興会】

- ・体育関係諸団体等との連携強化に努め、校区スポーツ普及員との連携等組織の充実を図りながら、地域スポーツの振興に関する事業を実施することにより、新居浜市及び地域における総合的なスポーツの振興に寄与することが期待されます。

### 【スポーツ推進委員】

- ・生涯スポーツの代表的な指導者として位置づけられるように、資質の向上と自己研鑽に取り組むことが期待されます。
- ・地域スポーツの発展のため、体育振興会や総合型地域スポーツクラブ等との密な連携を図り、中核的な指導者として活躍することが期待されます。

### 【ジュニアスポーツクラブ】

- ・幼児期からの子供へのスポーツとの多様な関わり方の場の提供とともに、教育機関との連携等を通じて、小中学生等の青少年における地域スポーツへの参加促進に対する取り組みを行うことが期待されます。

### 【障がい者団体】

- ・スポーツ指導者が障がい者へのスポーツ指導を行う為の講習会等の充実を図ることや、養成された指導者の活用を促進することが期待されます。

### 【文化体育振興事業団】

- ・広く市民のスポーツやレクリエーション活動のニーズに対応する為、指導者の養成と研修や様々なプログラムの展開、情報の収集と提供や、新居浜市における総合的なスポーツの推進に寄与することが期待されます。

### 【総合型地域スポーツクラブ・地域スポーツクラブ】

- ・多世代の参加者を確保し住民のスポーツへの参加機運を高めるためのイベントや、多彩なメニューを積極的に実施したクラブ運営が期待されます。
- ・地域住民がスポーツを見て、触れて、自らがスポーツをしたくなる動機付けや、一歩踏み出す為の後押しをする取り組みが期待されます。
- ・スポーツ指導者に対し、学校の体育に関連する活動に対する理解の促進を図ることが期待されます。
- ・地域住民が主体的に取り組み、スポーツ活動を推進することにより、地域のコミュニティの核として発展していくことが期待されます。



■地域でつどい元気体操を楽しむ

#### (4) 保育、教育機関の役割

##### ◆ 幼稚園・保育所に期待される役割

- ・ 幼児期から身体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけさせる為の取り組みを行うことが期待されます。

##### ◆ 小・中・高等学校等に期待される役割

- ・ 学校施設を地域へ開放して、地域のスポーツ活動の場として提供することが期待されます。
- ・ 児童・生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育むことが求められています。
- ・ 運動部活動においては、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携が求められています。

##### ◆ 特別支援学校に期待される役割

- ・ 特別支援学校においては、児童生徒の障がいの種類や程度に応じて運動が適切に行えるよう、指導を行うことが期待されます。



■地域のマラソン大会で運動を楽しむ



# — 資料編 —



## 【全国大会で活躍された選手】

年	選手・種目・大会名
1951年 昭和26年	(重量拳) 白石 勇が第6回広島国体で優勝
1953年 昭和28年	(重量拳) 白石 勇、清村 義明が第8回四国国体で優勝
1954年 昭和29年	(円盤投) 奥本 克己が全日本実業団陸上で優勝 (重量拳) 黒川 晋、明星 敬二が全日本重量拳選手権大会で優勝
1955年 昭和30年	(ボクシング) 三迫 仁志がプロボクシング東洋フライ級チャンピオン (重量拳) 黒川 晋、松垣 大が全日本重量拳選手権大会で優勝 (重量拳) 松垣 大が第10回神奈川国体で優勝
1958年 昭和33年	(重量拳) 加藤 忠吉が第13回富山国体で優勝
1960年 昭和35年	(重量拳) 加藤 忠吉が第15回熊本国体で優勝
1964年 昭和39年	(サッカー) 新居浜東高サッカー部が第43回全国高校サッカー選手権大会初出場
1966年 昭和41年	(砲丸投) 石井 利幸が全国身体障害者スポーツ大会で優勝
1967年 昭和42年	(野球) 新居浜商業野球部が春のセンバツ初出場 ・第39回全国高等学校硬式野球選手権(甲子園) 準々決勝進出
1969年 昭和44年	(ボクシング) 前川 義英が全日本ボクシング選手権で優勝 (ハンドボール) 新居浜商業女子ハンドボール部がインターハイ及び第24回長崎国体で優勝
1970年 昭和45年	(ハンドボール) 新居浜工業男子ハンドボール部がインターハイで優勝
1971年 昭和46年	(ハンドボール) 住友化学菊本製造所男子ハンドボール部が 第12回全日本ハンドボール選手権大会で優勝
1973年 昭和48年	(重量拳) 新居浜工業・小野 正がインターハイ・ミドル級で優勝

年	選手・種目・大会名
1974年 昭和49年	(軟式庭球) 新居浜商業女子軟式庭球部がインターハイで優勝 (柔道) 新居浜高専・阿部 克彦が全国高等専門学校総合体育大会・重量級で優勝 (重量拳) 新居浜工業・真鍋 正司がインターハイ・フライ級で優勝
1975年 昭和50年	(野球) 新居浜商業野球部が夏の甲子園初出場 ・第57回全国高等学校硬式野球選手権(甲子園)準優勝 【決勝戦・新居浜商業4ー習志野5】
1976年 昭和51年	(立幅跳・砲丸投) 木村 照子が全国身体障害者スポーツ大会で優勝 (重量拳) 新居浜工業・真鍋 和人がインターハイ及び第30回三重国体フライ級で優勝
1981年 昭和56年	(バドミントン) 新居浜高専男子バドミントン部が 第5回全日本高等専門学校バドミントン選手権大会で優勝 (やり投) 新居浜南高・矢暮 久富が第36回滋賀国体で優勝
1982年 昭和57年	(重量拳) 真鍋 和人が第42回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝 (バドミントン) 新居浜高専男子バドミントン部が 第6回全日本高等専門学校バドミントン選手権大会で優勝
1983年 昭和58年	(重量拳) 真鍋 和人が第43回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝
1985年 昭和60年	(サッカー) 新居浜高専サッカー部が 第18回全日本高等専門学校サッカー選手権大会で優勝
1986年 昭和61年	(重量拳) 真鍋 和人が第46回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝 (400m走) 新居浜東高・渡邊 高博が日本中国ジュニア陸上競技交歓大会で優勝
1987年 昭和62年	(重量拳) 真鍋 和人が第47回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝 (800m走) 新居浜東高・渡邊 高博が第41回山梨国体で優勝
1988年 昭和63年	(重量拳) 真鍋 和人が第48回全日本ウエイトリフティング選手権大会・52kg級で優勝 (400m走) 新居浜東高・渡邊 高博がインターハイで優勝 【全国高校新記録・日本歴代4位】
1990年 平成2年	(400m走) 渡邊 高博が日本陸上競技選手権大会で優勝 (バドミントン) 双葉クラブが第8回全日本家庭婦人バドミントン競技大会で優勝

年	選手・種目・大会名
1991年 平成3年	(400m走) 渡邊 高博が平成2年度アジア大会陸上競技会で優勝 (バドミントン) 新居浜高専・井上 晃志・井上 大輔組が第15回全日本高等専門学校 バドミントン選手権大会・男子ダブルスで優勝 (ゲートボール) 新居浜中央ゲートボールチームが 平成2年度全国厚生年金受給ゲートボール大会で優勝
1992年 平成4年	(400m走) 渡邊 高博が平成4年度関東学生選手権大会で優勝
1993年 平成5年	(100m走) 早崎 清光が第28回全国身体障害者スポーツ大会で優勝 (やり投) 塩崎 伊勢松が第28回全国身体障害者スポーツ大会で優勝 (サッカー) 新居浜高専サッカー部が 第26回全日本高等専門学校サッカー選手権大会で優勝
1994年 平成6年	(バドミントン) 双葉クラブが第12回全日本家庭婦人バドミントン競技大会で優勝 (三段跳) 高須賀 咲枝が第24回ジュニアオリンピック陸上競技選手権大会で優勝
1996年 平成8年	(サッカー) 新居浜高専サッカー部が 第29回全日本高等専門学校サッカー選手権大会で優勝
1997年 平成9年	(砲丸投) 早崎 清光が '96 ジャパンパラリンピック陸上競技大会で優勝
1998年 平成10年	(バドミントン) 双葉クラブが第16回全日本家庭婦人バドミントン競技大会で優勝 (自由形100m) 浅木 剛紀が第38回全国中学校選抜水泳競技大会で優勝
1999年 平成11年	(バスケットボール) 新居浜高専女子バスケットボール部が 第2回全日本高等専門学校女子バスケットボール選抜大会で優勝 (卓球) 新居浜高専男子卓球部が第34回全日本高等専門学校体育大会で優勝 (自由形100m) 浅木 剛紀が第39回全国中学校選抜水泳競技大会で優勝 (円盤投) 早崎 清光が '98 ジャパンパラリンピック陸上競技大会で優勝 (剣道) 岡部 由佳が第34回全日本高等専門学校体育大会・剣道女子個人で優勝

年	選手・種目・大会名
2000年 平成12年	(バスケットボール) 新居浜高専女子バスケットボール部が 第35回全日本高等専門学校女子バスケットボール選抜大会で優勝 (自由形50m) 浅木 剛紀が第23回全国ジュニアオリンピック水泳競技大会で優勝 (砲丸投) 早崎 清光が'99ジャパンパラリンピック陸上競技大会で優勝 (バドミントン) 大條 祐佳李が平成12年度全国小学生ABCバドミントン大会で優勝 (サッカー) 新居浜西高サッカー部が第79回全国高校サッカー選手権大会に初出場
2001年 平成13年	(サッカー) 新居浜高専サッカー部が 第36回全日本高等専門学校サッカー選手権大会で優勝 (ソフトテニス) 新居浜高専男子ソフトテニス部が 第36回全日本高等専門学校体育大会で優勝 (バスケットボール) 新居浜高専女子バスケットボール部が 第36回全日本高等専門学校女子バスケットボール選抜大会で優勝 (弓道) 立井 万喜が第55回富山国体・成年女子団体に優勝 (円盤投) 早崎 清光が第12回身体障害者陸上競技大会で優勝
2002年 平成14年	(自由形50m) 浅木 剛紀がインターハイで優勝 (砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第13回身体障害者陸上競技大会で優勝 (バドミントン) 双葉クラブが第20回全日本家庭婦人バドミントン競技大会で優勝
2003年 平成15年	(剣道) 榎田 弥来が第38回全日本高等専門学校体育大会・剣道女子個人で優勝 (砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第14回身体障害者陸上競技大会で優勝
2004年 平成16年	(三段跳・走幅跳) 十亀 慎也がインターハイ(三段跳・走幅跳)及び日本ジュニア選手権大会 (三段跳)で優勝 (砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第15回身体障害者陸上競技大会で優勝
2005年 平成17年	(砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第16回身体障害者陸上競技大会で優勝

年	選手・種目・大会名
2006年 平成18年	<p>(砲丸投・円盤投) 早崎 清光が第17回身体障害者陸上競技大会で優勝</p> <p>(テニス) 登尾 泰平・末武 哲也組が 第28回全日本高等専門学校テニス選手権大会・個人戦ダブルスで優勝</p> <p>(バドミントン) 逸見 寛二が第44回全日本教職員バドミントン選手権大会 ・50歳以上男子シングルスで優勝</p> <p>(バウンドテニス) 岡田 恵美子が第24回全日本バウンドテニス選手権大会 ・女子ミドルシングルスで優勝</p>
2007年 平成19年	<p>(バドミントン) 大中 康貴が第23回全日本シニアバドミントン選手権大会 ・55歳以上男子シングルスで優勝</p> <p>(円盤投) 早崎 清光が第18回身体障害者陸上競技大会で優勝</p> <p>(重量挙) 田坂 美仁が第25回全日本マスターズウエイトリフティング 競技選手権大会・85kg級で優勝</p> <p>(ゲートボール) 新居浜レディースが第22回全国選抜ゲートボール大会 ・65歳以上女子の部で優勝</p> <p>(バドミントン) 村上 瑛一が2006年第4回スペシャルオリンピックス 日本夏季ナショナルゲーム・熊本男子シングルスDV5クラスで優勝</p> <p>(ソフトボール) 新居浜セブンティーズが第13回シニアソフトボール古希山口大会で優勝 (背泳50m・100m)</p> <p>塩出 秀男が第24回全日本身体障害者水泳選手権大会で優勝 (自由形50m・平泳50m)</p> <p>塩出 創が第24回全日本身体障害者水泳選手権大会で優勝 (自由形100m)</p> <p>丹波 久美子が第24回全日本身体障害者水泳選手権大会で優勝 (バタフライ100m)</p> <p>尾崎 躬几子が第24回全日本身体障害者水泳選手権大会で優勝</p>
2009年 平成21年	<p>(ソフトテニス) 玉井 信也・清水 謙太組が第44回全国高等専門学校体育大会 ・ソフトテニス個人の部で優勝</p> <p>(バドミントン) 十亀 加奈江が第10回全国小学生ABCバドミントン大会で優勝</p>
2010年 平成22年	<p>(ブーメラン) 近藤 優子が2010世界ブーメラン大会inローマで女子総合優勝 ・ジャパンカップ2010で個人総合1位</p>

年	選手・種目・大会名
2011年 平成23年	(重量挙) 権田 達也がインターハイ及び第58回全国高等学校ウエイトリフティング 競技選手権大会・53kg級で優勝 (駅伝) 東中学校が第19回全国中学校駅伝大会女子の部で優勝
2012年 平成24年	(ブーメラン) 近藤 優子が第1回西日本ブーメラン選手権で総合優勝 ・2012年春季競技会で総合優勝 ・2012年ブーメランジャパンカップin北九州で女子総合優勝
2013年 平成25年	(アームレスリング) 山内 豊徳が第35回世界アームレスリング選手権マスタース ・90kg左腕の部で優勝 ・90kg右腕の部で準優勝

参考文献：「新居浜市体育協会創立50周年記念誌」平成12年新居浜市体育発行  
新居浜市市政だより「にいほま」平成16年5月号

#### 【オリンピック出場選手】

氏 名	年	開催場所/競技名	成 績
白石 勇	1952年 (昭和27年)	ヘルシンキ 重量挙バンタム級	日本選手初参加
真鍋 和人	1984年 (昭和59年)	ロサンゼルス 重量挙52kg級	3 位
	1988年 (昭和63年)	ソウル 重量挙52kg級	8 位
渡邊 高博	1992年 (平成4年)	バルセロナ 陸上 400m	出 場
向井 裕紀弘 (新居浜東高出身)	2004年 (平成16年)	アテネ 陸上 4×400mリレー	出 場
竹葉 多重子	2004年 (平成16年)	アテネ クレ-射撃・女子トラップ	8 位
松本 慎吾	2004年 (平成16年)	アテネ レスリング グレコローマン84kg級	7 位

【世界大会出場選手】

氏名	年	開催場所/大会名	成績
黒川 晋	1954年 (昭和29年)	ウィーン 第31回重量拳世界選手権大会	優勝
	1955年 (昭和30年)	ミュンヘン 第32回重量拳世界選手権大会	優勝
	1988年 (昭和63年)	フロリダ 世界マスターズオープンウエイトリフティング大会	金メダル
明星 敬二	1954年 (昭和29年)	ウィーン 第31回重量拳世界選手権大会	優勝
桧垣 大	1955年 (昭和30年)	ミュンヘン 第32回重量拳世界選手権大会	優勝
三迫 仁志	1955年 (昭和30年)	プロボクシング東洋フライ級	チャンピオン
宮原 藤支男	1961年 (昭和36年)	西ドイツ 第4回世界ハンドボール選手権大会	
	1964年 (昭和39年)	チェコ 世界男子ハンドボール選手権大会	
村上 巖	1961年 (昭和36年)	西ドイツ 第4回世界ハンドボール選手権大会	
井上 素行	1964年 (昭和39年)	チェコ 世界男子ハンドボール選手権大会	
前川 義英	1969年 (昭和44年)	フィリピン ボクシング 第4回アジア選手権大会	銀メダル
真鍋 正司	1976年 (昭和51年)	モンテリオール 第50回重量拳世界選手権	スナッチ2位 TOTAL 4位
真鍋 和人	1981年 (昭和56年)	リール 第55回重量拳世界選手権	3位
	1983年 (昭和58年)	モスクワ 第57回重量拳世界選手権	5位
中張 善治	1988年 (昭和63年)	オーストラリア 第二回世界マスターズ大会(水泳)	銅メダル
渡邊 高博	1989年 (平成元年)	ハンガリー 世界室内陸上競技選手権大会400走	室内日本新記録

氏名	年	開催場所/大会名	成績
有光 節子	1991年 (平成2年)	第三回世界マスターズ水泳選手権大会 (200m平泳)	銀メダル
	1997年 (平成9年)	第六回パンパシフィックマスターズ 選手権大会 (200m平泳)	2位
	1998年 (平成10年)	世界マスターズ大会 (200m平泳)	7位
	1999年 (平成11年)	第七回パンパシフィックマスターズ 選手権大会	平泳1位 (100m200m) 背泳ぎ3位 (50m) 自由形4位 (50m)
加藤 音	1992年 (平成4年)	第四回世界マスターズ (50mバタフライ)	優勝
野田 裕子	2005年 (平成17年)	トルコ 第23回ユニバーシアード競技大会 (バスケットボール)	12位
福田 健二	1996年 (平成8年)	アジアウィナーズカップ (サッカー)	出場
	2000年 (平成12年)	アジアウィナーズカップ (サッカー)	出場
福西 崇史	2002年 (平成14年)	日本・韓国 FIFAワールドカップサッカー大会	出場
	2006年 (平成18年)	ドイツ FIFAワールドカップサッカー大会	出場
山田 和司	2010年 (平成22年)	フランス 第18回世界バトミントン選手権大会	5位
近藤 優子	2004年 (平成16年)	シャルルビルメジェール 2004ブーメラン世界大会inフランス	女子総合2位
	2006年 (平成18年)	旭川 2006ブーメラン世界大会in旭川	女子総合2位
	2008年 (平成20年)	シアトル 2008ブーメラン世界大会inシアトル	女子総合2位
	2010年 (平成22年)	ローマ 2010ブーメラン世界大会inローマ	女子総合1位
	2012年 (平成24年)	ブラジル 2012ブーメラン世界大会inブラジル	女子総合1位
山内 豊徳	2013年 (平成25年)	ポーランド 第35回世界アームレスリング選手権 マスターズ (90kg左腕の部)	優勝
上野 知果	2013年 (平成25年)	春川 第7回春川オープン国際テコンドー 選手権大会	出場



## 2

## 新居浜市の運動・スポーツ施設の分布

【体育施設一覧表】

施設名	所在地	建設年月日	構造
市民体育館	東雲町一丁目1番25号	S52. 8	鉄筋コンクリート造 3階建
山根総合体育館	角野新田町三丁目14番1号	S62. 3	鉄筋コンクリート造 2階建
多喜浜体育館	多喜浜町四丁目3番7号	S59. 3	鉄筋コンクリート造 2階建
東雲市民プール	東雲町一丁目1番13号	S47. 6	鉄筋コンクリート造
山根公園屋内プール	角野新田町三丁目14番2号	S63. 9	鉄筋コンクリート造 2階建プール棟鉄骨造
別子山市民プール	別子山甲355番地の1	S57. 3	樹脂一部コンクリート造
市営野球場	新須賀町三丁目2番54号	S60. 7	鉄筋コンクリート造 3階建
武徳殿	徳常町4番6号	S14. 10	木造瓦葺平家建
弓道場	徳常町4番15号	H5. 3	木造平家建
重量拳練習場	徳常町4番6号	S61. 2	鉄骨造平家建
文化振興会館	徳常町4番8号	H5. 3	鉄筋コンクリート造 3階建
山根市民グラウンド	角野新田町三丁目2822番地の9		
別子山市民グラウンド	別子山乙304番地の8	S57. 3	
市民テニスコート	庄内町二丁目地先 及び南小松原地先	S59. 10	クレーコート6面
		S57. 3	全天候型ウレタンコート 硬式4面
		H24. 10	クレーコート軟・硬両用 3面
		H24. 10	全天候型人工芝6面
山根公園テニスコート	角野新田町三丁目12番	H4. 3	全天候型人工芝 6面練習コート3面
東雲競技場	東雲町三丁目地先	H5. 3	全天候型300m トラック及び投てき場
市営サッカー場	観音原町乙109番地	H11. 7	天然芝グラウンド2面 管理棟鉄骨造平家建

【教育施設一覧表】

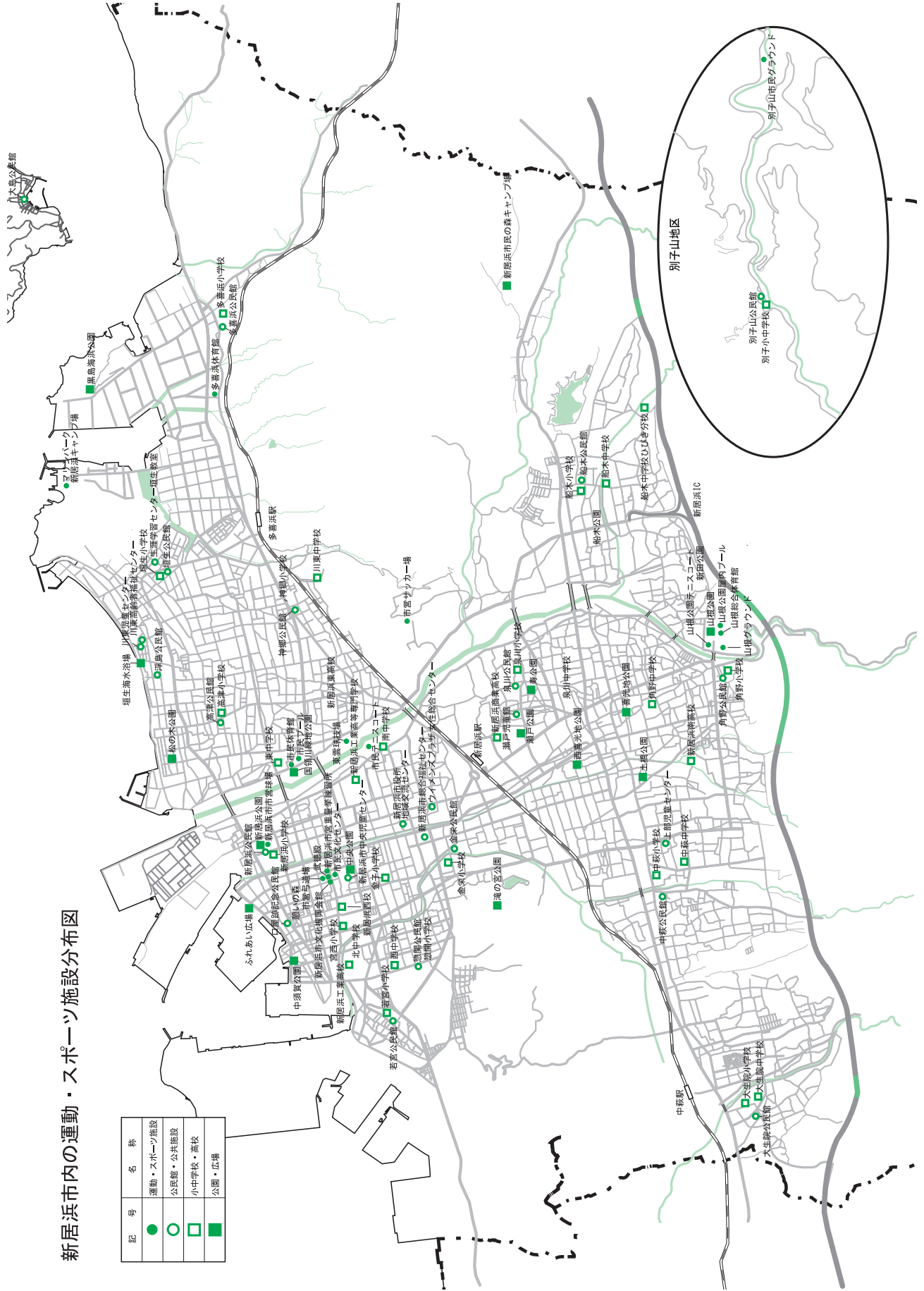
施設名	所在地	建設年月日	構造
銅山の里自然の家	立川町654番地の3	S63. 7	木造コロニアル葺 2階建外

【小・中学校一覧表】

小学校名	所在地	中学校名	所在地
新居浜	新須賀町三丁目1番58号	北	宮西町5番81号
宮西	宮西町5番56号		
金子	久保田町一丁目3番57号	南	庄内町二丁目4番47号
金栄	西の土居町一丁目5番1号		
高津	宇高町二丁目13番7号	東	東雲町一丁目4番23号
惣開	王子町1番3号	西	江口町7番1号
若宮	新田町一丁目8番56号		
垣生	垣生一丁目5番38号	川東	神郷二丁目4番1号
浮島	八幡二丁目2番65号		
神郷	神郷一丁目1番1号		
多喜浜	多喜浜五丁目7番34号		
泉川	岸の上町一丁目13番68号	泉川	星原町7番8号
船木	船木4299番地の1	船木	船木甲3754番地の1
中萩	中萩町6番61号	中萩	中萩町13番31号
大生院	大生院1070番地の1	大生院	大生院1070番地の2
角野	中筋町二丁目7番10号	角野	宮原町11番51号
別子	別子山甲358番地	別子	別子山甲358番地

# 新居浜市内の運動・スポーツ施設分布図

記号	名称
●	運動・スポーツ施設
○	公民館・公衆施設
□	小中学校・高校
■	公園・広場



## 3

## アンケート調査

## ◆ 新居浜市民の運動やスポーツ活動（成人）

## アンケート回答者

表 年齢別回答者数集計表

	年 齢	男性(人)	女性(人)	合計(人)	割合(%)
1	20～29歳	17	31	48	5.6
2	30～39歳	31	57	88	10.2
3	40～49歳	41	58	99	13.5
4	50～59歳	41	60	101	13.5
5	60～69歳	84	84	168	27.7
6	70歳以上	89	65	154	29.4
	未回答	0	0	0	—
	合計（未回答除く）	303	355	658	100

## 運動やスポーツの好み（男女別）

## 【新居浜市民の特性】

◆新居浜市民は運動とスポーツをする事や見る事を好んでいます。運動やスポーツをする人は20代の方が多く、高齢者になるほど少なくなります。また、高齢者になるほど運動やスポーツをするのも見るのも嫌いな人は少なくなります。

- ・運動やスポーツを「するのも見るのも好き」が44.7%、「するのも見るのも嫌い」が7.2%、市民は運動とスポーツを好んでいる傾向があります。
- ・また、運動やスポーツを「する方が好き」15.5%よりも「見る方が好き」32.6%となっています。
- ・男女別にみると、女性の方がやや運動やスポーツをするのも見るのも嫌いな傾向があります。

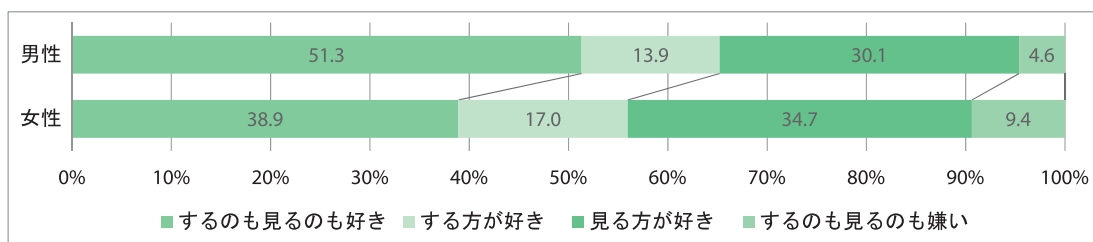


図 男女別運動やスポーツの好み

### 運動やスポーツの好み（年齢別）

- ・年齢別にみると、20代が運動やスポーツを「する方を好む」割合が多く、高齢になるほど運動やスポーツを「見る方が好き」になる割合が多くなります。
- ・さらに、若くなるほど運動やスポーツを「するのも見るのも嫌い」な割合が多くなります。

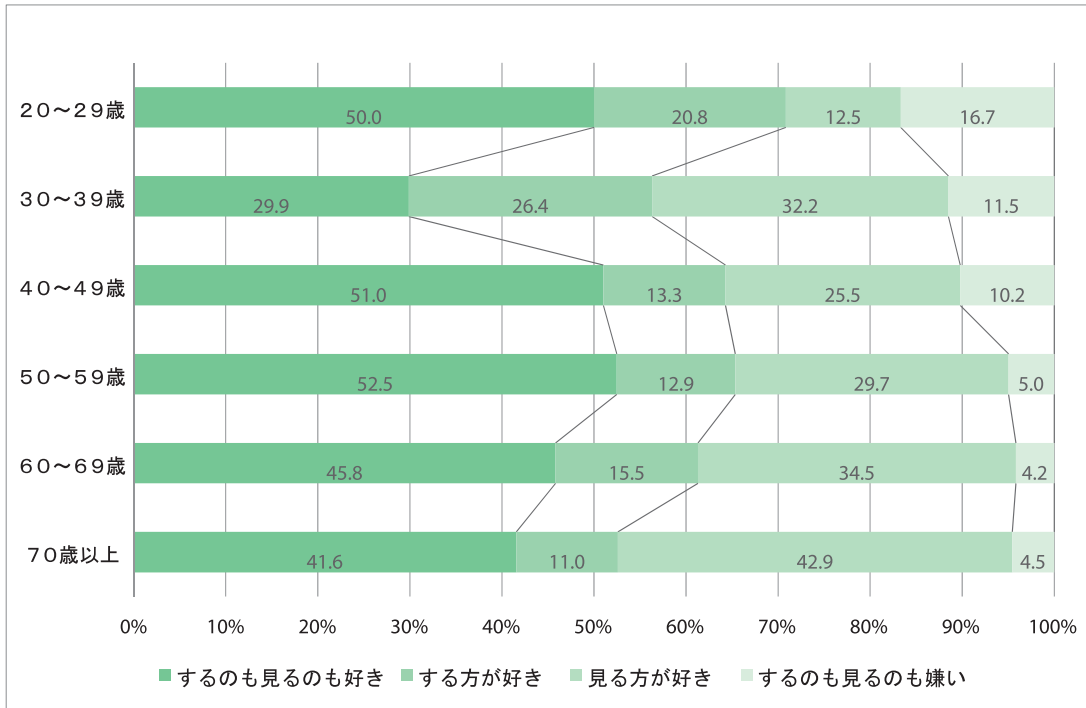


図 年齢別運動やスポーツの好み

- ・運動やスポーツをするのも見るのも好きになる理由は、「子どもの頃からしている」37.5%と「健康に良いから」35.4%が主な理由となっています。

## 1年間の運動やスポーツをした頻度

### 【新居浜市民の特性】

◆市民の約5割は、少なくとも週に1～2日以上、一回に1時間程度運動やスポーツをしており、約3割は運動を全くしない。運動をよくする人は、健康づくりのために散歩やウォーキングをしています。

・運動・スポーツの頻度は、「週に3日以上」23.2%、「週に1～2日以上」22.2%で合わせると、45.4%になります。「全くしなかった」は26.6%です。

・「全くしなかった」人の男女別では、女性が31.1%で男性が20.9%、男性より女性は全くしない傾向があります。

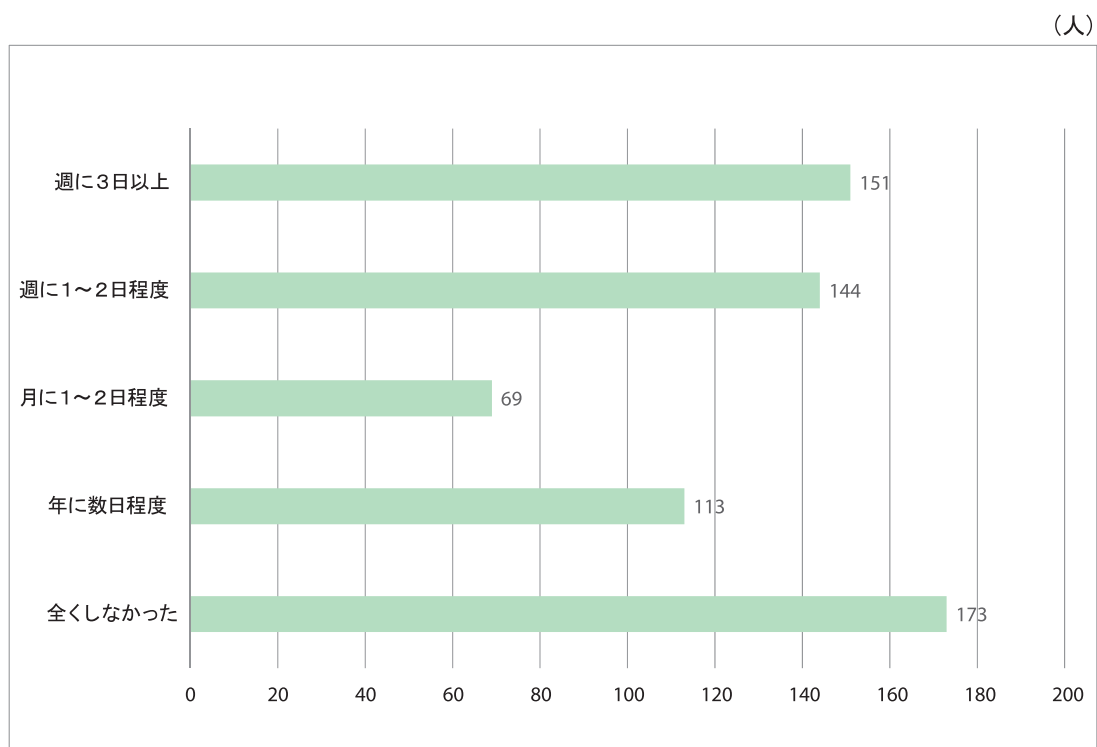


図 1年間の運動やスポーツをした頻度

### 1年間の運動やスポーツをした頻度（年齢別）

- ・年齢別にみると、高齢になるほど「週に3日以上」運動やスポーツをする頻度が高くなる傾向があり、同様に「全くしない」人の割合が高くなります。

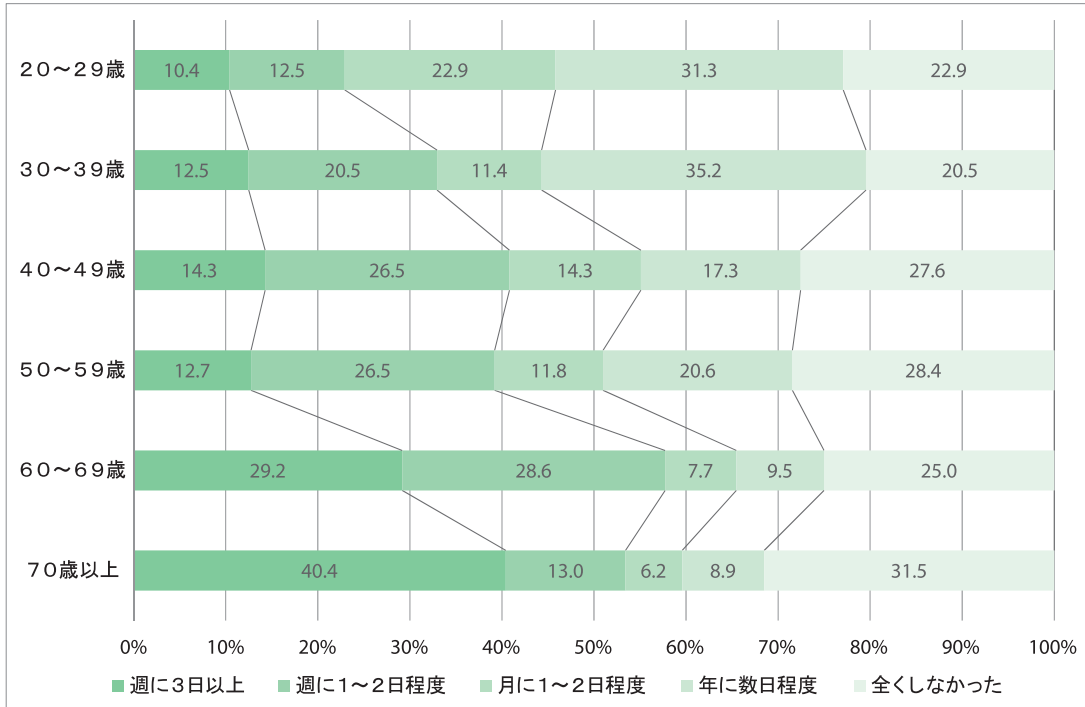


図 1年間の運動やスポーツをした頻度

- ・1回あたりの運動時間は、「1時間程度」33.2%、「30分程度」25.2%が多くなっています。
- ・運動やスポーツを行なう理由は、「健康・体力づくり」33.2%、「運動不足解消」18.7%、「ストレス解消・気分転換」17.4%が主な理由となっています。
- ・運動やスポーツは、「散歩・ウォーキング」26.8%が一番多い。運動する場所は、「道路や遊歩道」23.0%、「近所の公園や広場」15.8%、「公共施設」15.5%となっています。
- ・運動やスポーツを全くしない人の理由は、「時間がない」16.7%「やりたいがきっかけがない」12.5%「疲れていて体力的な余裕がない」12.5%が主な意見となっています。

## 運動やスポーツを行う際の支障

・運動やスポーツを行う時に支障になる事は、男性は「仕事が忙しい」19.6%であります。女性は「家事・育児が忙しい」12.5%、「仕事が忙しい」11.8%、「体力に自信がない」11.6%、「費用がかかる」11.1%といった意見となっています。

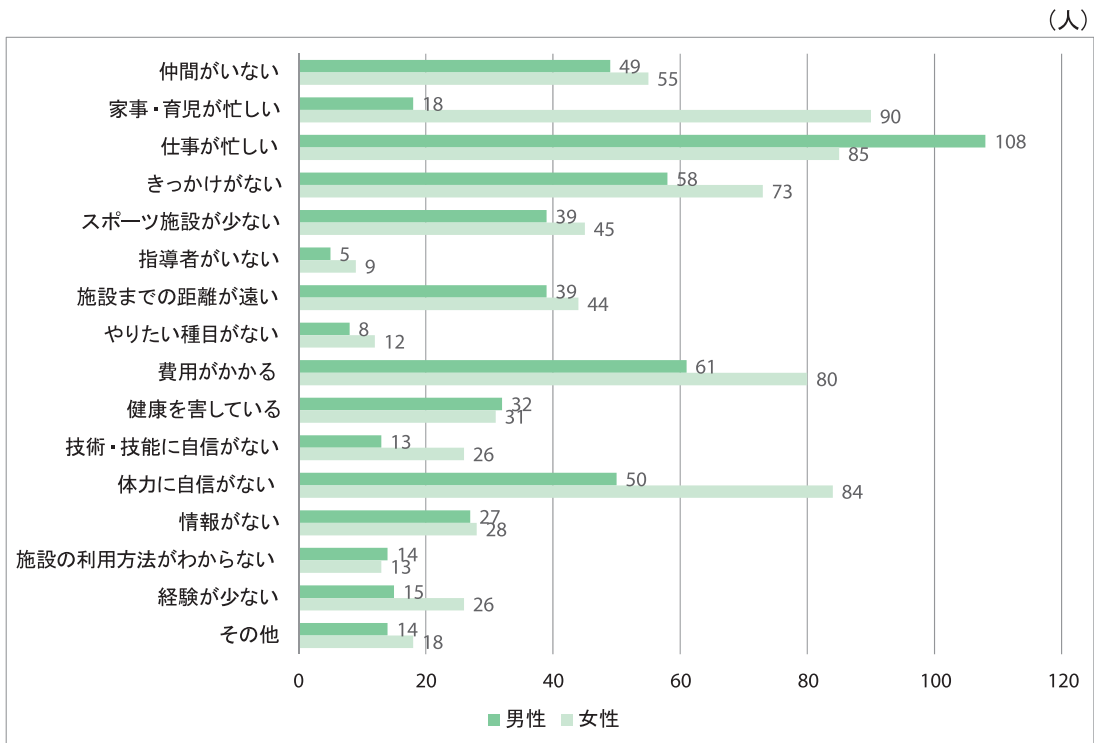


図 男女別運動やスポーツを行う際の支障

・年齢別にみると、「仕事が忙しい」は40代と50代が多く、「家事・育児が忙しい」は30代が多く、「体力に自信がない」は70歳以上が多く、「費用がかかる」は40代と60代が多い傾向です。



## 今後してみたいスポーツの種目

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は今後も散歩やウォーキングをしたいと思っている人が多く、水泳、ハイキングを今よりしてみたいと思っています。

・今後してみたいスポーツの種目は、「散歩・ウォーキング」が24.2%、「水泳」9.3%、「ハイキング」7.9%、「ジョギング」7.7%が上位の回答となっています。

「今までの経験種目の割合→今後してみたい種目の割合」

散歩・ウォーキング	26.8% → 24.2%
水 泳	4.7% → 9.3%
ハイキング	3.9% → 7.9%
ジョギング	7.5% → 7.7%

## スポーツの観戦

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は野球やサッカーを約8割がテレビやラジオでスポーツ観戦しており、実際に見に行く人は約1割となっています。

・スポーツを「実際に見に行く」人は全体で12.0%、スポーツを「テレビで見たりラジオで聞いたりする」人は男女共に多く男性79.5%、女性79.0%、全体で79.1%となっています。

・観戦したスポーツの中で関心のあるスポーツは「野球」が20.2%、「サッカー」が20.1%の上位回答となっています。

## 地域でのスポーツ行事の認知度

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は地域でのスポーツ行事を知っている人とわからない人がほぼ半数ずつで、知っている人の半分以上は地域でのスポーツ行事に参加していません。

・地域団体が主催したスポーツ行事は、「ある」と知っている人が52.2%、「わからない」人が40.4%であります。また、「ある」と知っている人がこの1年間に地域団体が主催したスポーツ行事に「参加した」人は33.9%、「参加していない」人が58.3%となっています。

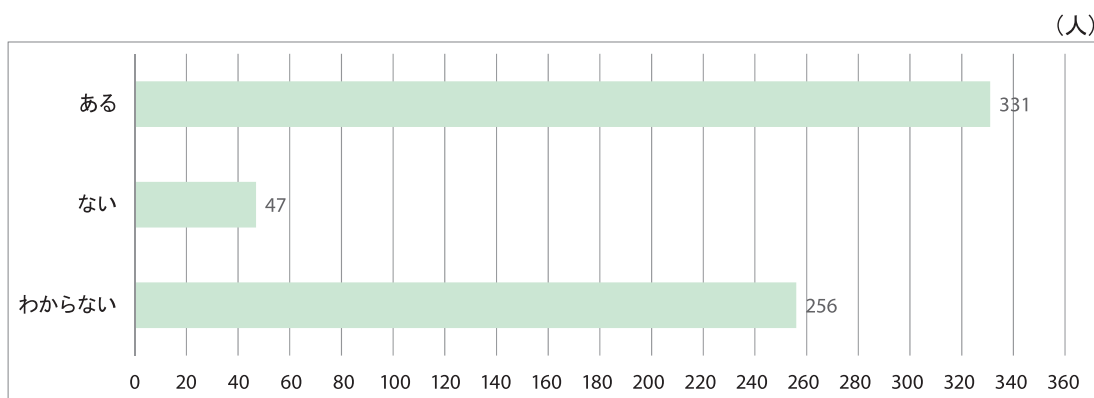


図 地域でのスポーツ行事の認知度

- ・地域団体が主催したスポーツ行事を「必要である」と思う人は79.9%となっています。
- ・必要と思う理由は、地域住民とのコミュニケーション、体力づくり、スポーツのきっかけ等であり、必要と思わない理由は、無理に参加を強要される、無理やりに準備等をさせられる、好きな人が集まってするのがよい等があげられています。

## スポーツに関するボランティア参加の意向

### 【新居浜市民の特性】

◆市民の約9割はスポーツに関するボランティアに参加していない。市民の約5割は今後もあまり参加したくないと思っています。

- ・スポーツに関わるボランティア参加は、「ある」人が9.3%、「ない」人が90.7%である。ボランティア参加の課題は、「参加の方法がわからない」が32.3%、「活動の量がわからない」が15.3%、「興味がない」が23.3%となっています。
- ・今後、ボランティア参加の意向は、「あまり参加したくない」人が44.4%、「できれば参加したい」が19.5%となっています。

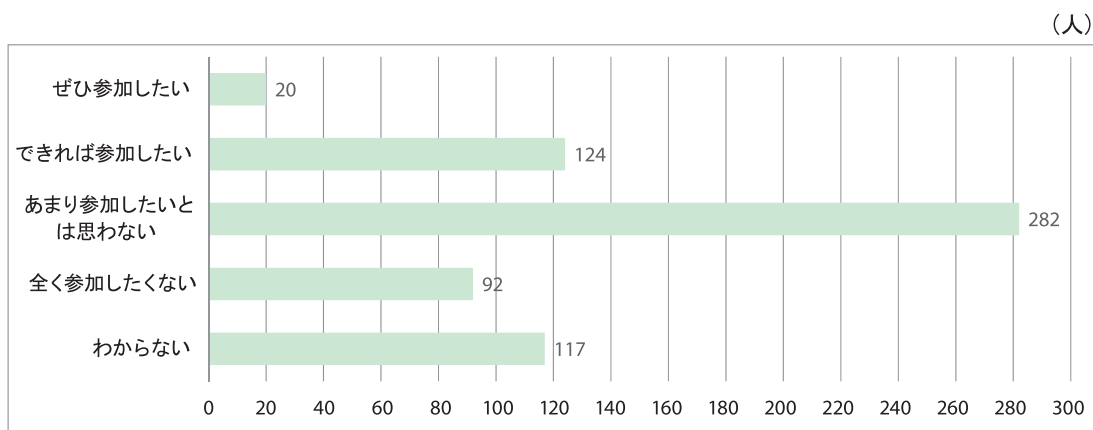


図 スポーツに関するボランティア参加の意向

## えひめ国体をきっかけに力を入れる種目

### 【新居浜市民の特性】

◆えひめ国体の認知度は、成人は半数が知っており、児童生徒の約6割は知りません。

- ・愛媛県で国体が開かれるのを全体で「知っていた」が51.5%、男女別では、男性59.3%、女性44.6%、「知らなかった」が男性40.7%、女性55.4%です。
- ・児童・生徒は、「知っていた」が33.3%、「知らなかった」が66.7%です。

- ・また、えひめ国体への参加は、成人が「応援として参加」が59.6%、児童・生徒は「観戦したい」が43.9%、「選手として出場したい」が31.7%です。
- ・えひめ国体をきっかけに力を入れる種目は、「サッカー」が22.8%と一番多く、次いで「陸上競技」が10.3%、「硬式野球」が9.3%です。

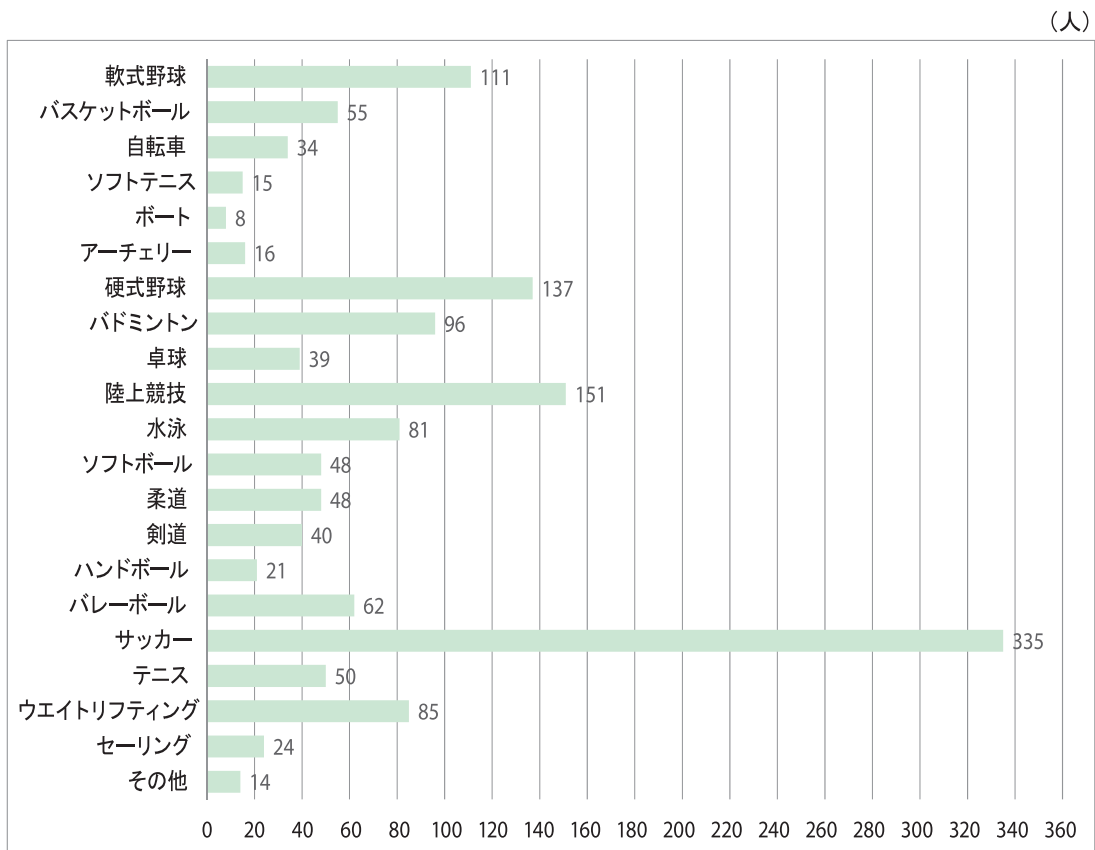


図 えひめ国体をきっかけに力を入れる種目

- ・国体に向けて力を入れることは、「小・中・高校の一貫指導を進める」が35.1%、「スポーツ施設を充実させる」が31.1%の上位回答となっています。

## 運動やスポーツクラブの加入状況

### 【新居浜市民の特性】

◆市民はスポーツクラブにほとんど加入していない。また、今後も加入したいと思っていない。

- ・運動やスポーツのクラブや同好会の加入状況では「加入している」が20.1%、「加入していない」が79.9%となっています。
- ・また、今後の加入については、「加入したい」が23.3%で、「加入したくない」が76.7%となっており、スポーツクラブへの加入は少なくなっています。

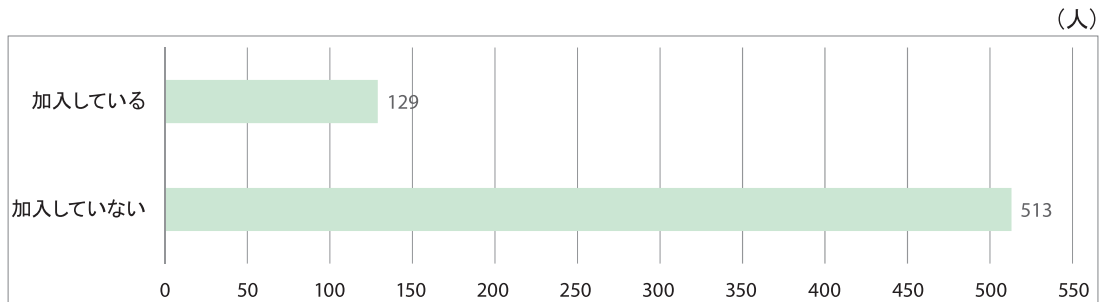


図 運動やスポーツクラブの加入状況

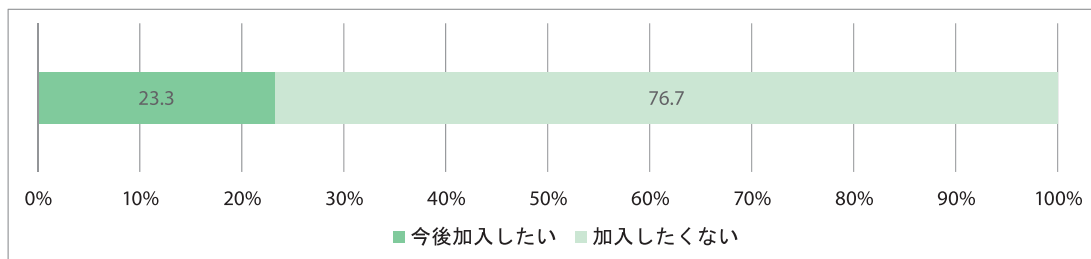


図 今後の運動やスポーツクラブの加入意識

## 運動やスポーツクラブの加入状況

- ・加入しているクラブ等の種類は、「地域住民が中心となっているクラブや同好会」が40.2%、「民間スポーツ施設などが開設している会員制のクラブ」が26.1%となっています。

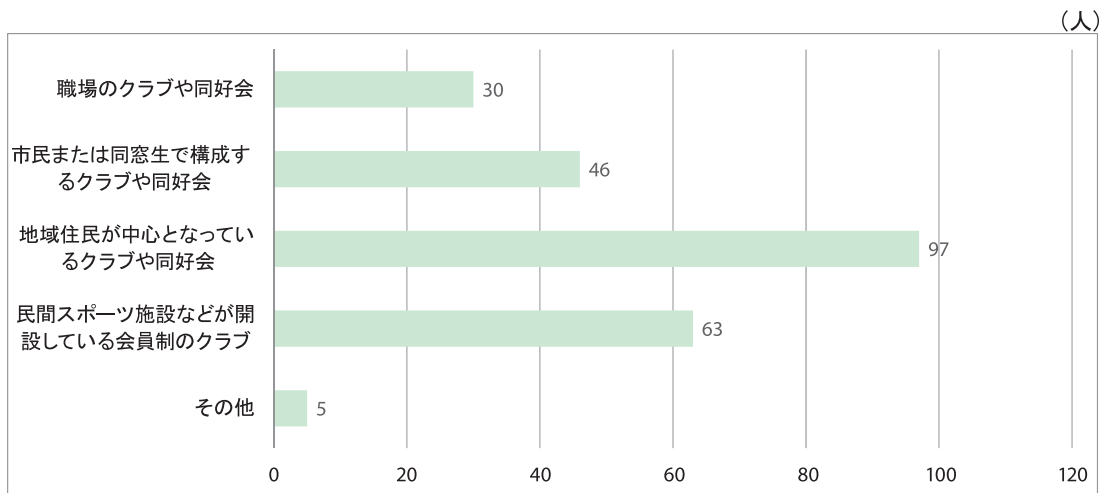


図 加入している運動やスポーツクラブの種類

- ・加入の理由は、「健康や体力増進のため」が54.8%と一番多く、費用負担は、月額制が38.2%、年会費制が27.0%となっており、月額負担は、「1,000～3,000円未満」が32.8%、「1,000円未満」が25.8%となっています。

## 総合型地域スポーツクラブの加入状況

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は総合型地域スポーツクラブを概ね理解し、入会の意思は誘われれば入会する人が約4割で、あまり入会したくない人は約3割である。

・総合地域型スポーツクラブについての理解は「よくわかった」が9.7%、「どちらかといえばわかった」が53.4%で合わせて63.1%の人は概ね理解しています。

・入会の条件は、男女共に「自分のレベルにあった運動ができる」が男23.8%、女22.4%で、「安い値段でスポーツができる」が男16.2%、女20.0%、「健康をチェックしてもらえる」が男16.0%、女14.3%と多くなっています。

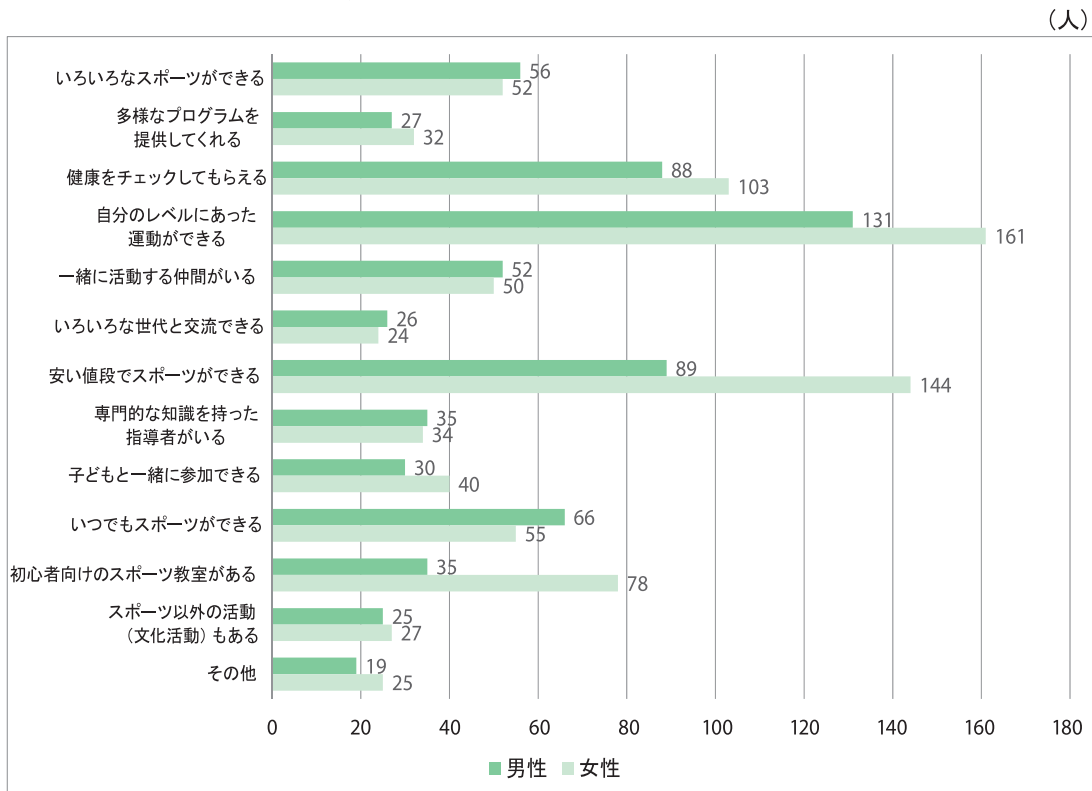


図 男女別総合型地域スポーツクラブの加入条件

・入会する場合の年会費は、男性は「5,000円以上10,000円未満」24.1%「3,000円以上5,000円未満」22.6%、女性は「3,000円以上5,000円未満」29.2%、「2,000円以上3,000円未満」23.2%となっています。

・入会の意思は、「誘われれば入会したい」が38.9%、「あまり入会したくない」が27.3%となっていて、「入会したい」15.5%と「誘われれば入会したい」を合わせると54.4%となり、概ね半数は入会の意思があります。

- ・運動やスポーツ教室の開講希望は、「散歩・ウォーキング」12.8%、「軽い体操」10.2%、「ストレッチ」7.8%、「ヨガ」7.7%となっています。

### 市内公共スポーツ施設の認識

#### 【新居浜市民の特性】

◆市民は市内の公共スポーツ施設の数と質を満足している人は約1割にも満たず、過去1年間に市内の公共スポーツ施設を約8割の人は利用していない。ただし、ここ1年間で利用した人の半数は満足している。

- ・市内の公共スポーツ施設を「数も質も不十分」と思っている人は7.4%、「数も質も不十分」と思っている人は46.0%となっています。

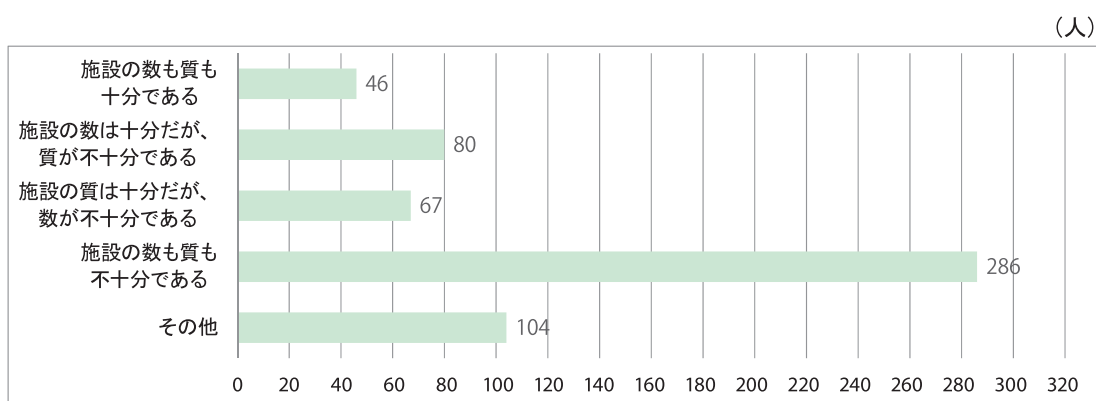


図 市内公共スポーツ施設の認識

- ・過去1年間に公共スポーツ施設を利用した頻度は、「利用した事がない」が46.8%、「利用した事はあるが過去1年間ではない」が29.5%で、合わせて76.3%の人は公共スポーツ施設を過去一年間で利用していない状況です。
- ・この1年間で公共スポーツ施設を利用された人は、「不満はなかった」が52.6%、「不満があった」が47.4%となっています。
- ・公共スポーツ施設の利用頻度を増加させるためには「施設の情報を発信する」が一番多く26.5%となっています。



## 過去1年間の市内公共スポーツ施設の利用状況

### 【新居浜市民の特性】

◆市民は過去1年間で約8割の人が学校体育施設を利用した事がない。

- ・過去1年間に学校体育施設を利用した頻度は「利用した事がない」が62.8%、「利用した事があるが過去1年間ではない」が20.9%で、合わせて83.7%の人が過去1年間で学校体育施設を利用していない状況です。

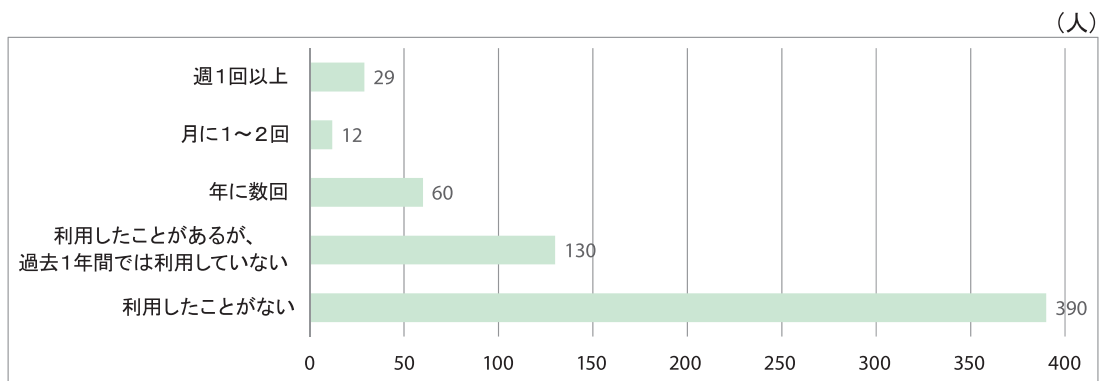


図 過去1年間の市内公共スポーツ施設の利用状況

- ・整備してほしい施設は、「近所の広場や公園」が13.7%、「多目的広場」が13.4%、「体育館」が12.5%、「ハイキングコース」が11.6%で主な回答となっています。

## 市内へのプロスポーツチームの誘致意識

- ・プロスポーツチームが市内にあればよいかは、「特に必要なし」が30.2%、「サッカー」が29.6%、「野球」が20.7%となっています。

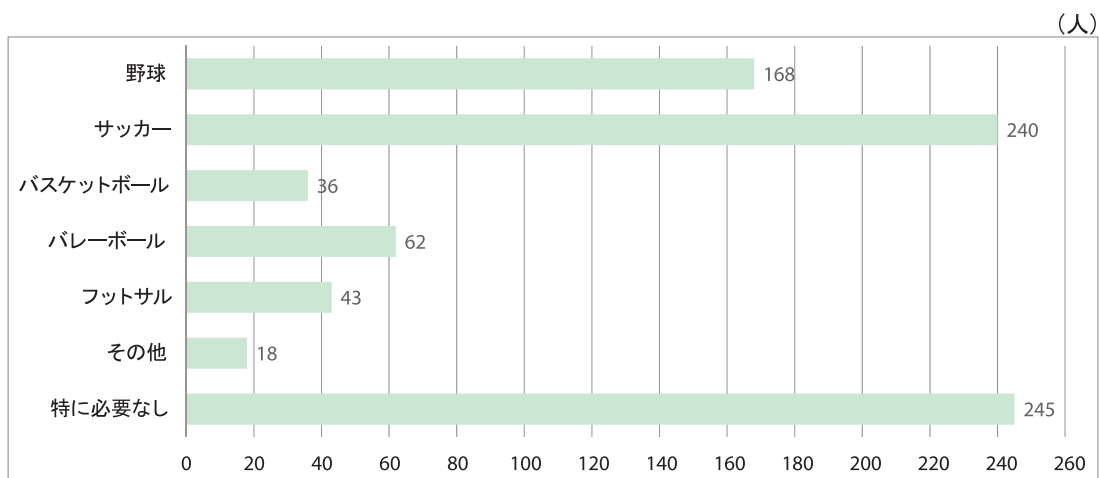


図 市内へプロスポーツチームの誘致意識

### 愛媛マンダリンパイレーツの観戦状況

・愛媛マンダリンパイレーツの観戦は、「行ってみたいと思わない」人が49.3%、「行ったことはないが行ってみたい」が41.0%となっています。

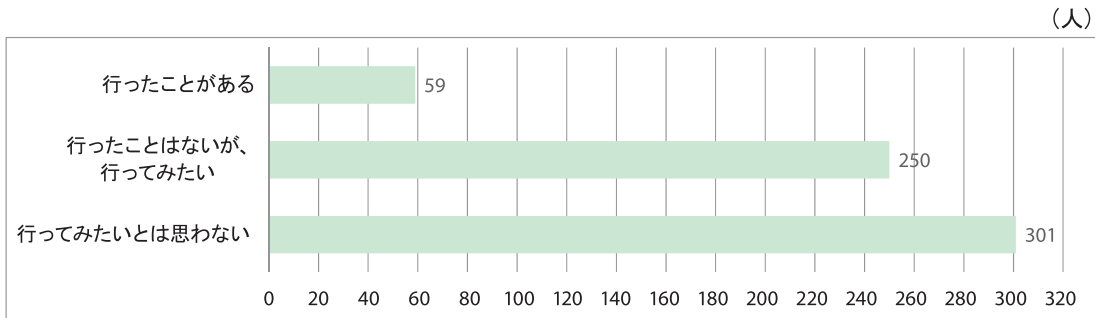


図 愛媛マンダリンパイレーツの観戦状況

### 愛媛FCの観戦状況

・愛媛FCの観戦は、「行ってみたいと思わない」人が45.8%、「行ったことはないが行ってみたい」が45.5%となっています。

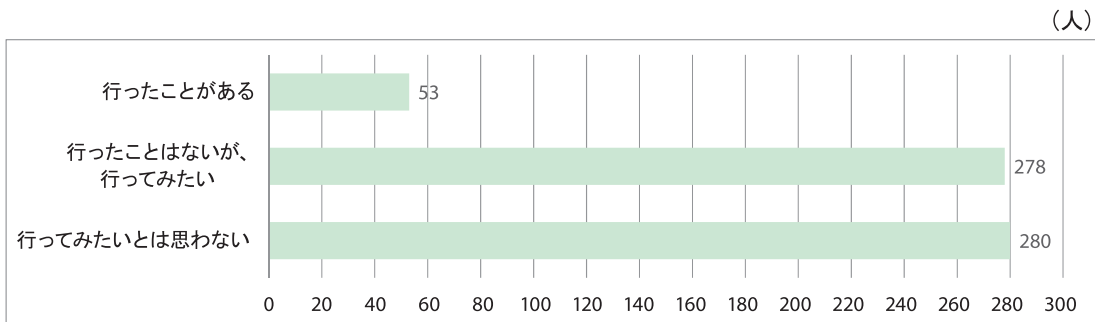


図 愛媛FCの観戦状況

## スポーツ行政への要望

- ・新居浜市スポーツ行政への望みは、「スポーツ総合施設（総合公園）を整備する」が10.8%、次いで「子どもの遊び場をつくる」が9.9%、「スポーツ施設の充実を図る」が9.7%で多い回答となっています。

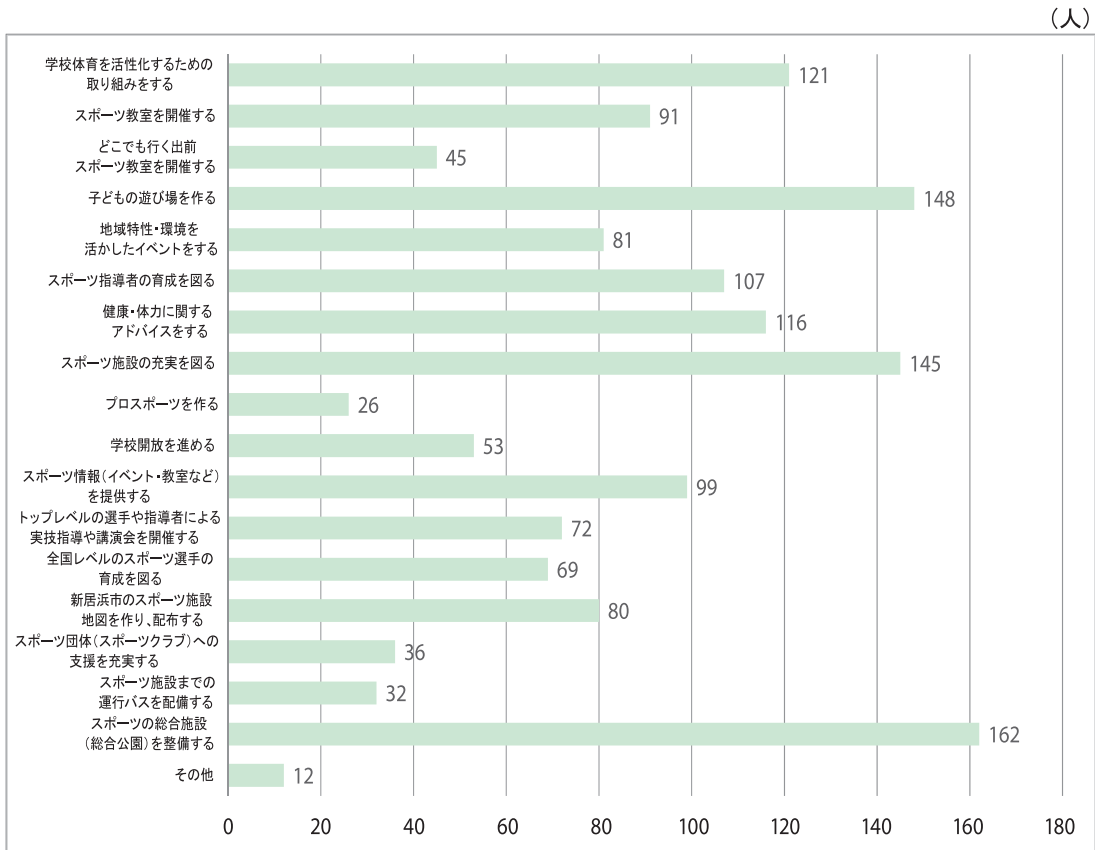


図 スポーツ行政への要望

- ・親は子どもの運動やスポーツの向上に新居浜市スポーツ行政への要望で、「運動(スポーツ)指導者の派遣や紹介」「体育館や公園などの整備やそれらの機能の充実」が共に24.7%と多い回答です。

◆ 児童・生徒の運動やスポーツ活動（児童・生徒）

アンケート回答者

表 学年別回答数者数

	学 年	男 性	女 性	合 計	割 合
1	小学4年生	19	19	38	9.8
2	小学5年生	20	20	40	10.3
3	小学6年生	26	22	48	13.4
4	中学1年生	25	23	48	12.9
5	中学2年生	25	33	58	12.9
6	中学3年生	36	32	68	18.6
7	高校1年生	14	11	25	7.2
8	高校2年生	18	15	33	9.3
9	高校3年生	11	8	19	5.7
	未回答	0	0	0	—
	合計（未回答除く）	194	183	377	100

運動やスポーツの好み

【新居浜市民の特性】

◆児童生徒は運動とスポーツを好んでいる。

・運動やスポーツを「するのを見るのも好き」が59.8%で「するのを見るのも嫌い」が4.0%であり、児童・生徒は運動とスポーツを好んでいる傾向が強い。また、「する方が好き」が22.0%、「見る方が好き」が14.2%となっています。

男女別にみると、女性の方が運動やスポーツをするのを見るのも嫌いな傾向があります。

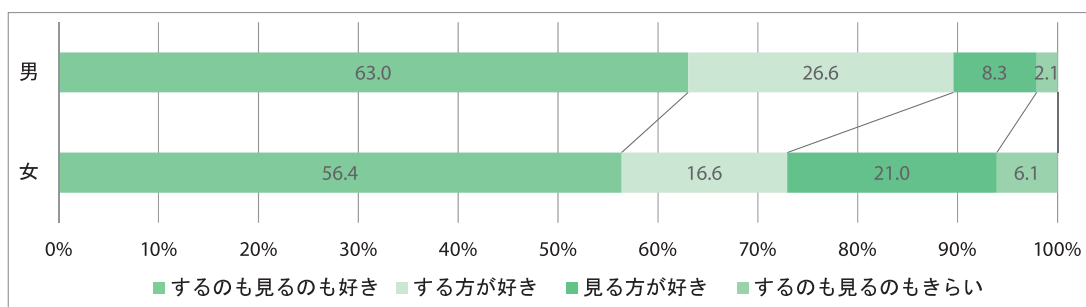


図 男女別運動やスポーツの好み

## 1年間の運動やスポーツをした頻度

- ・運動・スポーツの頻度は、男子は「週に3日以上」76.8%と「週に1～2日以上」15.1%を合わせると、91.9%になる。「全くしなかった」は女子で7.8%となっています。

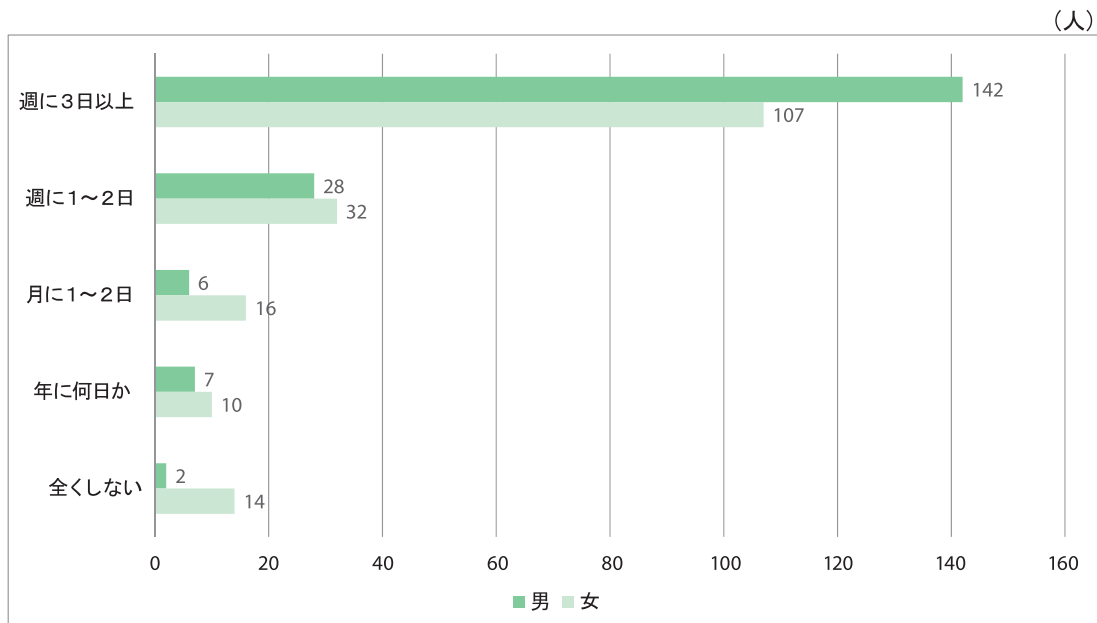


図 1年間の運動やスポーツをした頻度

- ・1回あたりの運動時間は、「2時間以上」が62.2%、「1時間くらい」と「1時間30分くらい」が共に12.2%で、1時間以上では86.6%になります。
- ・運動やスポーツを行なう理由は、「健康・体力づくり」19.7%、「心や体を鍛える」18.3%、「記録や技能の向上」15.5%、これらが主な理由です。
- ・運動やスポーツを全くしない人の理由は、「興味がない」30.8%、「運動やスポーツをすると疲れる」「勉強で時間がない」が共に23.1%で主な意見となっています。

## 運動やスポーツクラブの加入状況

・運動やスポーツクラブの加入状況は、男子が「学校の運動部に入っている」49.5%、女子が「学校の運動部に入っている」が40.5%で「入っていない」が31.8%となっています。

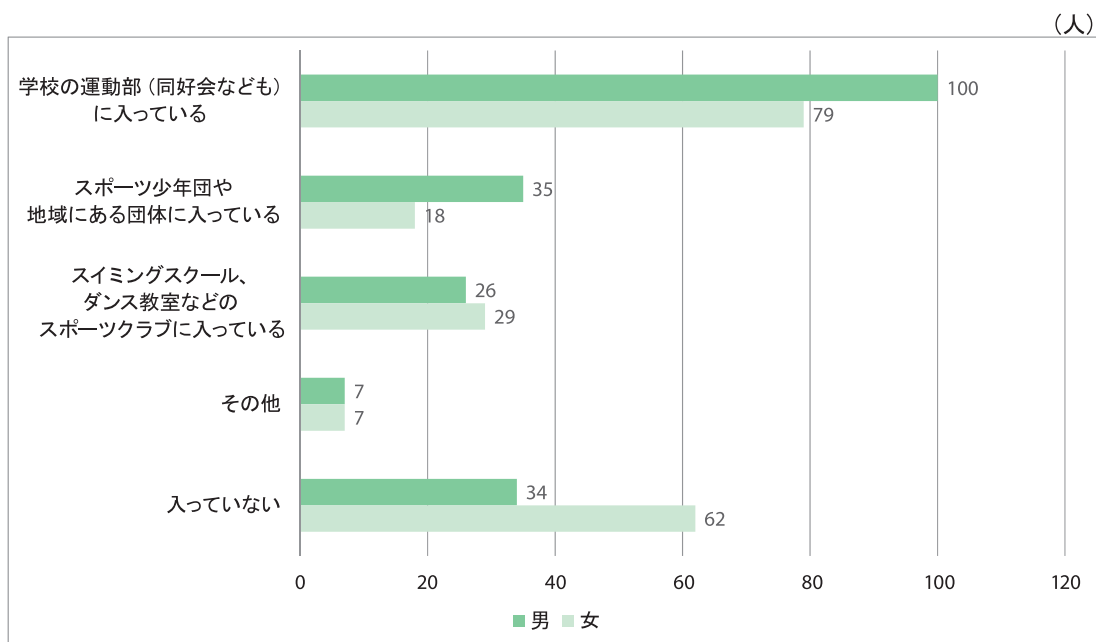


図 男女別運動やスポーツクラブの加入状況

・実際に行なっているスポーツは、「テニス・ソフトテニス」12.3%、「サッカー」11.9%、「水泳」10.2%、が上位3つ、今後やってみたいスポーツは、「サッカー」9.9%、「テニス・ソフトテニス」9.7%、「バドミントン」8.2%、が上位3つ多い回答となっています。

・観戦しているスポーツは、「野球」21.6%、「サッカー」12.8%、「バレーボール」8.5%、上位3つ、今後観戦してみたいスポーツは、「サッカー」14.3%、「野球」9.0%、「バスケットボール」7.3%が上位3つ多い回答となっています。

### 運動やスポーツへの好み（保護者）

#### 【新居浜市民の特性】

◆親は子供が運動やスポーツを好きと思っている。

・親は子どもが運動やスポーツを「好き」と思っているが80.5%となっています。

### 運動やスポーツの頻度（保護者）

#### 【新居浜市民の特性】

◆親は子供に運動やスポーツを週に1～2日以上、一回当たり2時間以上させている。

・親は子どもに運動やスポーツを、「毎日」させているが28.4%、「週に3日以上」が28.4%「週に1～2日」が21.0%であるが、「全くさせていない」は14.8%となっています。

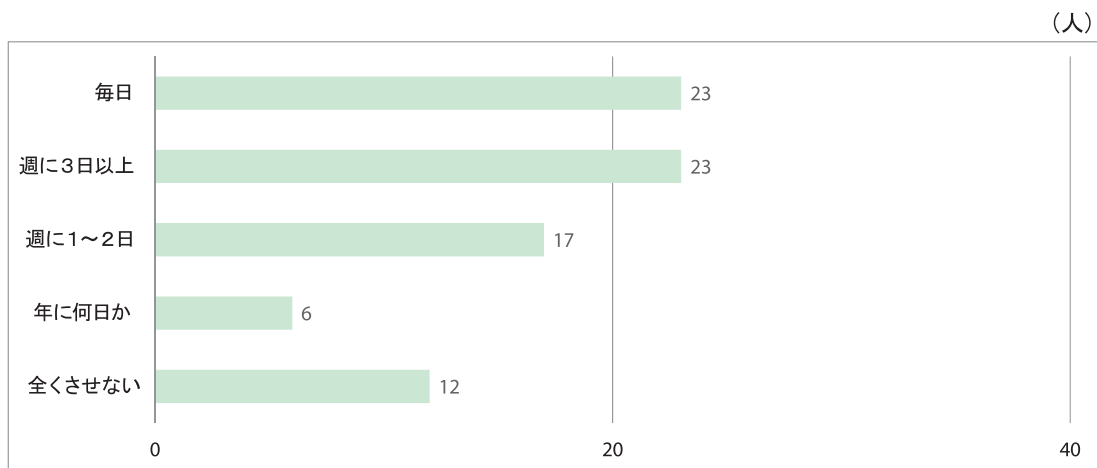


図 運動やスポーツの頻度

### 運動やスポーツへの時間（保護者）

- ・1回あたりの運動時間は、「2時間以上」が58.0%、「1時間30分程度」が14.5%、「1時間程度」と「30分程度」が共に13.0%で、2時間以上の傾向があります。

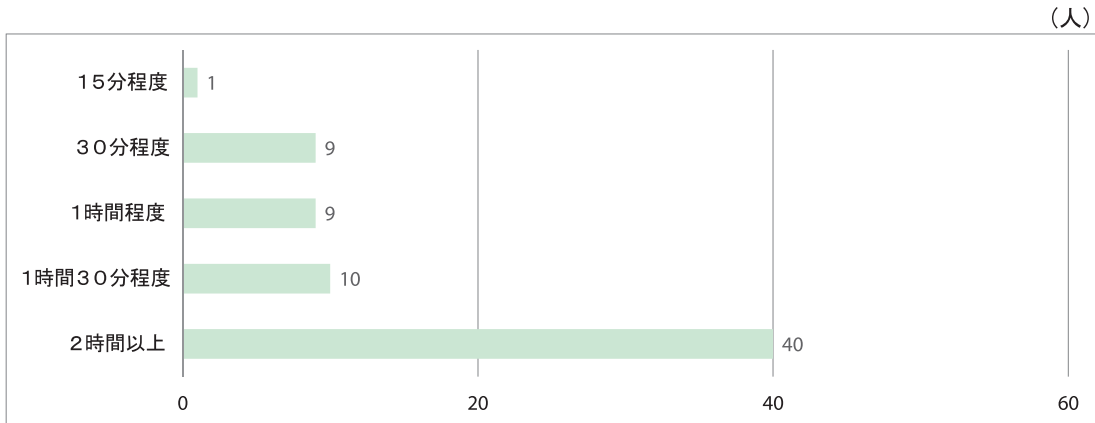


図 運動やスポーツの時間

### 子どもに運動やスポーツをさせる理由（保護者）

#### 【新居浜市民の特性】

- ◆親は子供に運動やスポーツをさせる理由に、友だちづくりや社会性を身に付かせる事と基礎体力を付けさせる事をあげている。

- ・子どもに運動やスポーツをさせる理由は、「友だちづくり、友だちと仲良くするなど社会性を身につけるため」39.1%、次いで「基礎体力をつけるため」30.4%となっています。

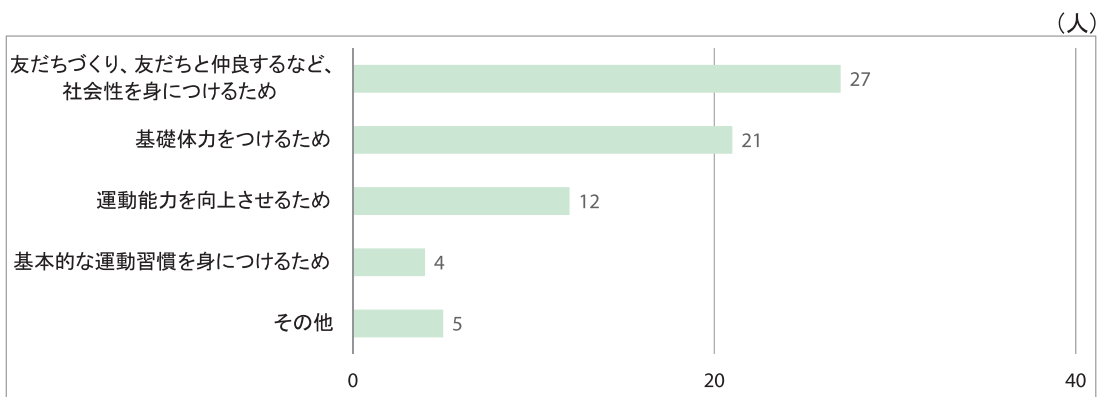


図 子どもに運動やスポーツをさせる理由



## 子どもが運動する場所までの移動（保護者）

### 【新居浜市民の特性】

◆親は子供には学校で運動やスポーツをさせに約6割が徒歩と自転車で行かせ、約3割が自動車で送迎している。

・子どもが運動やスポーツをする場所は、「学校」57.4%、次いで「自宅及びその周辺」13.2%である。また、子どもに、「自転車」46.4%、「徒歩」23.2%で行かせており、「自動車」は29.0%となっています。

## 子どもの運動やスポーツの課題（保護者）

### 【新居浜市民の特性】

◆親が子供に運動やスポーツをさせる課題は、近くに場所がない事と親の忙しさをあげている。

・子どもに運動やスポーツをさせる課題は、「近くに場所がない」25.9%「保護者が忙しく、一緒についていく事ができない」23.2%となっています。

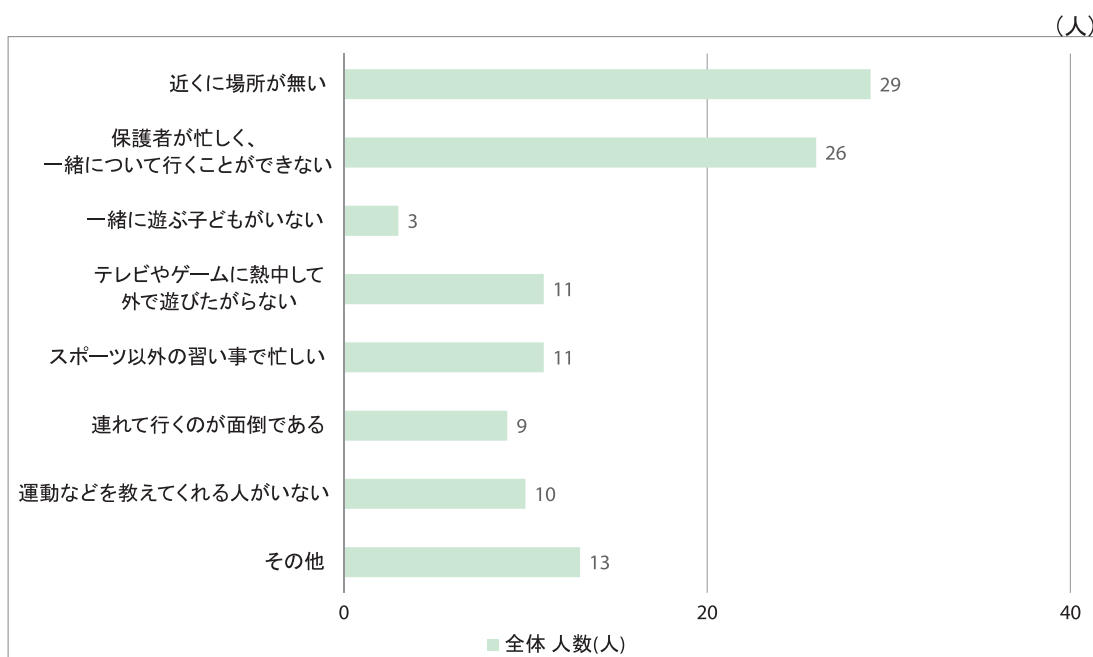


図 子どもの運動やスポーツの課題

## 4

## 新居浜市スポーツ推進審議会

## 【新居浜市スポーツ推進審議会委員】

氏名	所属	役職
荒井正隆	新居浜市小学校校長会	
安藤進一	学識経験者 国立新居浜工業高等専門学校	会長
岡部満代	新居浜市スポーツ推進委員協議会	
加藤清忠	学識経験者 医学博士・早稲田大学名誉教授	
加藤学	新居浜市体育協会	副会長
合田史宣	新居浜市保育協議会	
近藤日左臣	新居浜市社会福祉協議会	
白石宗久	新居浜市連合体育振興会	
白川尚弘	新居浜市中学校体育連盟	
神野年夫	新居浜市公私立幼稚園協議会	
続木明美	新居浜市連合婦人会	
内藤善文 (石崎学)	新居浜市内県立学校協議会 (H25.5.10～現在) (H24.9.7～H25.5.9)	
中津博子	新居浜市中学校校長会	
永易大典	新居浜市医師会	
日野幸彦	新居浜市連合自治会	
村上美	新居浜市女性連合協議会	
森克也	新居浜市小学校体育連盟	

※50音順

【審議経過】

開 催	年 月 日	審 議 内 容
第1回	平成24年9月14日	①新居浜市スポーツ推進計画（仮称）について ②市民意識調査の実施について
第2回	平成24年11月14日	①市民意識調査について 調査内容・対象について
第3回	平成25年5月31日	①市民意識調査結果について ②新居浜市スポーツ推進計画について ・ 名称 ・ 計画の概要（構成） ・ 経過策定スケジュール
第4回	平成25年9月10日	①新居浜市スポーツ推進計画素案審議 ・ 基本理念 ・ 基本目標
第5回	平成25年12月4日	①新居浜市スポーツ推進計画素案審議 ・ 基本理念 ・ 基本目標 ・ 基本施策 ・ 推進体制 ②パブリックコメントの実施について
第6回	平成26年2月20日	新居浜市スポーツ推進計画〈最終審議〉
	平成26年3月	答申

## 【新居浜市スポーツ推進審議会条例】

### ○新居浜市スポーツ推進審議会条例

平成23年9月30日

条例第23号

新居浜市スポーツ振興審議会条例(昭和46年条例第33号)の全部を改正する。

#### (設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、新居浜市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、新居浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第10条に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツ施設(スポーツの設備を含む。)の整備等に関すること。
- (4) スポーツによる事故の防止等に関すること。
- (5) 学校における体育の充実等に関すること。
- (6) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進に関すること。
- (7) スポーツの発展に寄与した者等の顕彰に関すること。
- (8) スポーツ行事の実施及び奨励等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、教育委員会が委嘱する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市スポーツ振興審議会条例第1条の規定により置かれている新居浜市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、改正後の新居浜市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により置かれる新居浜市スポーツ推進審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、それぞれ、施行日に、新条例第3条の規定により新審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## ○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条－第八条）

## 第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

## 第三章 基本的施策

## 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条－第二十条）

## 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条－第二十四条）

## 第三節 競技水準の向上等（第二十五条－第二十九条）

## 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条－第三十二条）

## 第五章 国の補助等（第三十三条－第三十五条）

## 附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

- 第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、



その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実  
際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果  
的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、  
スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図  
るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情  
報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するもの  
であり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重  
要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プー  
ル、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるス  
ポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす  
役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の  
必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関  
する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催  
その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることによ  
り、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互  
理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を取めた者及びスポー  
ツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

## 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむ  
ことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」とい  
う。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にス  
ポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることが  
できるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、  
体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツク  
ラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のス

スポーツ団が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

#### 第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、

次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
  - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

## 新居浜市スポーツ推進計画

平成26年（2014年）3月

---

新居浜市教育委員会

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1303

FAX：0897-65-1306

メール：sportsbunka@city.niihama.ehime.jp